平 安 開 期 発 と領 0) 有 垣 内

水 野

化してゆくのである。 また条件によっては治田化することもあった。このような動きの中で、垣内は言葉・表記の上からも、実体の面からも分化・多様 部に位置し、当時において、 れた地が垣内=カキウチ、 垣内は農民的性格の強いものであったが、一一・二世紀には、畠地子収奪・在家役賦課を通じて上級支配権が打ち立てられてゆく。 垣=カキは、 本来特定個人が他者の侵犯を許さない、 カイトである。伊勢や大和の諸事例からは、 国家的・公的な支配の対象とならない畠地・家地として開発されたものであることが明らかである。 自らに属する空間を生み出す手段であった。 垣内が条里制地割の縁辺の段丘・扇状地や自然堤防、 六五巻三号 この垣で周囲と区画 一九八二年五月 山間 ਣ

は ٣ め に

宛字が行なわれている。歴史的にも『万葉集』以下の文献・文書に多くその語を見出すことができる。このような垣内に であり、 チ・カイツ・カイド・カキウチ・カケウチ・カキナイ・カクチ・コーチなどとして、ほぼ全国にわたって分布しているの 垣 一内は様々な変化を遂げながら、 その意味内容もごく狭い地域にも幾通りもの使い方があるという。また「垣内」という漢字以外に、さまざまな 地理学・民俗学・歴史学などの諸分野において、 現在においてなおその生命を保ち続けている。言葉としては、 多数の研究が積み重ねられてきた。小川琢治氏が、② カイト・ケー カ

大和盆地

は 多く見られる環濠をめぐらした集落を、 応してきたとは言い難い。 区画が、 されることなどから の中で垣内が論及されてきた。 むしろ開発との関係が重視されている。 垣内とよばれるものの原初形態」とされる。 「耕地並びに附属草地 各個別研究に即して適宜言及されることは多くても、 それに対し、 「垣内式村落」と命名して以来、 直江氏は現在各地に残る垣内の意味内容が、 柳田国男氏を中核として進められ、 (緑肥採取のため、 このような地理学や民俗学の垣内研究に対し、 あるいは将来の開墾予定地として) 地理学においては主として集落研究との関 直江広治氏に至る民俗学的な垣 垣内そのものを全面的にとりあげて考察 ○地域結合・○部落の共 歴史学は積極的に対 を囲んだ新開 内 経の一 有 |研究で Щ わ

した研究は、

管見の限りでは見当らない。

このような状況でありながらも、

近年においては、

中世社会の成立とかかわっ

て垣内に重要な意義が賦与されている。

垣内が、 るものと言えよう。 係でとらえ、 続いて注目すべき研究を発表されたのが黒田日出男氏である。 いて、畿内周辺における基幹的な農民がはっきりと区画されたイエ・ヤケを一般的にもつ段階が考えられてい 住と経営のトリデとして強い所有権をもち、 的に使用するようになったのは、 おいて農奴主階級が敵対的土地所有を実現する唯一の合法的な道であったと評価された。義江彰夫氏も垣内を家地との関 まず河音能平氏は、 初期中世村落を形成した歴史とその景観によるもの」であり、 居垣内とその他の垣内に分離・区別されるようになり、 在家役を百姓垣内の収奪とされる。 一方、 垣内を農奴的農民・一般農民の「家地」とされ、 戸 、田芳実氏は「一〇世紀末ごろを境として、 公領・荘園の基幹的農民が 種の聖域としての不可侵性をもつ」と述べられている。 これらの視点は、 (在地領主をふくめて)、『垣内』を定住の核とし構成単位と 氏は伊賀国黒田庄の事例から、 一二世紀前半に居垣内にかわって居内・内という表現 垣内を領主的土地所有の形成過程に位置づけようとす 「卯花垣で区画された農民屋敷地 垣内を収奪・集積することは、 田刀を『田堵』と書きかえ、 世紀末・一二世紀初に 堵||垣 この戸田説に基づ 王朝国家体制 遠 の文字を統 . るのである。 垣 一内は、 内に 居

する問題としてとらえなおされている。このように、 析を行ない、 という語・言葉が有した本来的意味・内容およびその変化を考察することにする。 えないのである。 この時期の垣内一般を、家地・屋敷地・イエとしてとらえるこれまでの見解自体、 田畠を屋敷内に包摂されたものか、 しかし疑問とせねばならないのは、 イエとして、 0) >形成が進行していることを示す、と結論された。ここにおいては、® あるいは領主的土地所有の面から、 垣内の性格を明らかにしていきたい。その中で地理学や民俗学における垣内研究との接点も見出していける 本稿においては、 中世成立期における垣内の歴史的意義を解明していくにあたり、 史料的には畠地や田地が垣内とされている事例が圧倒的に多いことである。 あるいは屋敷の延長と認識されたものとのみ考えてよいのであろうか。なによりも、 あるいは農民的な個別経営の面から、 中世成立期に史料的に多くその姿を現わす垣内は、 垣内は農民の個別経営、 次いで、垣内の歴史具体的諸事例の分 けっして十分な論証を経たものとは言 その歴史的意義が検討されてきた。 イエの成 まず最初に、 家地 立・確立と直結 これらの 屋敷地 「垣内」

記

越

が

?現れると理解され、

これは国衙の公郷在家支配の開始によると共に、

田堵層・一般農民層

の屋敷地所

有

の発展とイ

- ① 直江広治「垣内の研究」(東京教育大学文学部紀要『史学研究』16
- ② 垣内の研究史については、直江前掲論文に適確なまとめがなされて
- ③ 『近畿地方の土地と住民』一九一五年
- ④ 「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」(『中世封建制成立史論』
- ⑥ 「律令制からの解放」(『日本民衆の歴史2土一揆と内乱』一九七五⑤ 「初期中世村落の形成」(『講座日本史』2一九七〇年)

- 争
- (『歴史評論』34 一九八一年)がふれている。 にイエと垣内に関連しては、飯沼賢司「『在家』と『在家役』の成立」にイエと垣内に関連しては、飯沼賢司「『在家』と『在家役』の成立」の成立」で「一大に関する基礎的考察」(『岩波講座日本歴史古代3』一九七六年)、
- 『文化』29-3 一九六五年)も論及されている。ては、入間田宣夫「黒田庄出作地帯における作手の成立と諸階層」ては、入間田宣夫「黒田庄出作地帯における作手の成立と諸階層」でした。 伊賀国名張郡の『片畠』について!」の「中世成立期における畠作の発展―伊賀国名張郡の『片畠』につい

第一章 言葉としての垣内

まず平安期を中心に、 史料上垣内あるいはそれと実体を同じくするものの諸表現・表記を整理しながら、 垣内という言

葉の本来的な意味を検討していこう。

ない禁忌地帯」・「聖域」と解されている。反正の丹比柴籬宮や崇峻の倉橋柴垣宮のように、垣を宮号とする宮が存在する 昭五氏は、 みが持ち得た) 香山之谷 関してであるが、木村徳国氏によると、「垣が記・紀の特定のイエの記述に関連しては、語として見えることすくなか キ」は垣であり、 こともあわせて注意されねばならないだろう。また、臣連伴造国造村首が所有する私的隷属民である「部曲」の古訓は、® 重にも張りめぐらされた垣は、 の垣内で神霊であるべきその代理執行者の男と、神の託宣を受けるべき聖女によって行われる婚媾の儀式の場」で、 の耕地が垣で区画される場合があったこともまた確実である。問題はこの垣で区画することの意味である。国文学の渡辺 のは、花木の植えられた家・宅の垣の内や、麻が栽培されたり、田が作られたりしている垣の内を示している。この垣に 「カキノタミ」・「カキ」であり、 (記一件・紀三件)が、言外には、つねにひびいていた」のであり、『播磨国風土記』揖保郡条には、 麦が二尺ばかりのびている籬(マガキ)で囲まれた一町ほどの畠が描かれており、『万葉集』の事例とともに、 「垣内」の最も古い事例としては、 記・紀の歌謡に見える「八重垣」・「柴垣」等を「聖域を標す神樹と柴によって張りめぐらせた霊域であり、 形如垣廻 が垣で区画されたものとイメージされていたことは間違いのないところであろう。 垣内のカキに同じと考えられているのである。古代においては垣は家・宅などの単なる付属物だったの® 故號家内谷」とも見えていることを考えるならば、 古代において家・宅(ただし社会の上層部 浄と穢の、貴と賤の、境界であり、 区画され限定された民あるいは編結構成された民の意とされているが、 『万葉集』をあげることができる。『万葉集』において、 **論理や倫理を超越した人間でなければ侵すことのでき** 「垣内」と表現されるも 一方『日本霊異記』に 即是 そ 0

きたい。

が、

当時どのように読まれていたかである。

このような垣による分割・領有の展開と拡散の中に、 ではなく、 示したとも考えられる垣は、 家・宅の他に特定の耕地や、場合によっては人間をも他と区別・分離するものだったのである。 特定個人が他者の侵犯を許さない、自らに属する空間を生み出す手段であったと考えられる。 平安朝の垣内は位置づけられねばならないだろう。 次の史料を見て 本来は聖域を

下総国香取社敷地内二俣村壹所惠 在御燈料荒野壹所事 平朝臣(花押)

いただきたい。

又固堀垣、 右件所者、 相語百姓等、 雖当神領内、 可令耕作之由、所被申請也、® 三十□年之間成牧之地、 無段歩見畠、 (以下略 而前神主大中臣知房募彼地□物、(利ヵ) 為進毎夜之御燈、

囲と区別・分離して領有を実現するにあたって、 期のことと考えてよい。すなわち荒野を見畠化するにあたって「堀・垣」が固められるのである。 この大中臣知房は、安元元 (一一七五) 年八月に香取宮司 (神主) に補せられた人物であるから、これは平安末から鎌倉初 垣の機能が保持されているのである。 平安末になっても、

ていく。まずこの一一〇ほどの事例において、漢字による表記としては「垣内」が圧倒的に多いことを指摘せねばならな 具体的なあり方については次章以下で検討することとして、ここでは垣内という語・言葉の表記・記載について論を進め では次に平安期の垣内の諸用例を見て行こう。 例外としては「垣土」(表一-3)一例のみである。そこで問題は漢字の表記としてはほとんど分化していない「垣内」 『平安遺文』に見える垣内の用例を示したのが、 表一である。 これらの

「かき内」(92)と「かいと」(54・77)・「カイト」(39)・「かいつ」(62)の二系列 (便宜的にカキウチ系とカイト系と

平安期のさほど多くはない仮名書きの事例からは、

「かきうち」(表一―38

呼ぶ)に分類することが可能である(端裏書・異筆等を除いたとしても成立する)。それでは表一の38と54とを見ていただ

両者は同じ大和国左京八条四坊七坪辰已角の嶋垣内に関するものであるが、一方では「しまのかきうち」、

(361)

他方

表1 平安期の垣内

	~~~																							,
21 22	20	19	18				17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	<b>с</b> л -	4	ω	2	_	番号
伊賀国名張郡司汪進状案	薬師寺念仏堂牒	僧遊器家地売券	<b>大政官</b> 牒	`	*	,	典福寺大和国雑役免坪付帳		散位藤原実遠所領護状案	田口代武田島売券	紀伊国某郡収納米進未勘文	山城国乙訓郡司解	寂楽寺宝蔵物紛失状案	筑前国観世音寺牒案	山城国禅定寺田畠流記帳	検非強使別当宣案	太政官符案,他	太政官牒	伊勢国近長谷寺資財帳	某寺資財帳写	河内国観心寺緑起資財帳	紀伊国在田郡司解	河内龍泉寺資財帳写	文
承暦四(1080)	承保二(1075)	〃 五(1073)	〃 四(1072)	*	*	*	延久二(1070)	康平元(1058)	天喜四(1056)	〃七(1052)	永承四(1049)	〃 五(1044)	長久三(1042)	長元八(1035)	√ ≡ (1001)	長保元 (999)	天元三 (980)	天徳四 (960)	天暦七 (953)	延喜頃	元废七 (883)	仁寿四 (854)	承和十一(844)	年号
3—1116 10—補18	3-1111	3-1095	3-1083	<b>\</b>	•	•	9-4639 · 40	3-901	3—763	3-694	3-672	2-618	10—補167	2-538	2-408	2-384	2-318	1-275	1-265	9-4559	1-174	1-115	11一補248	平安造文
伊賀国名張郡   大和国添上郡	の 早群期	大和国派上郡	紀伊国那賀郡	*	〃 萬上郡	◇ 添下期	大和国城上郡	安芸国高田郡	伊賀国伊賀·阿 拝郡	安芸国高田郡	紀伊国名草郡	山坡国乙訓郡	紀伊国在田郡	筑前国御笠郡カ	山城国綴喜郡	紀伊国伊都郡	大和国宇智郡	美濃国厚見郡	伊勢国多気·飯 野郡	山城国綴喜郡	但馬国養父郡	紀伊国在田郡	(河内国石川郡)	所 在
祖皇	· III-	水	Ш	公田島· 不輸免田	公田畠	公田(畠)	公田畠	Ep-	田曲	島カ		Ħ	田カ	島→田	Ho	Щ.	田・島		盤田・畠	Ed	Hu	新田		港目
国镇   僧艮円垣内五段宁五畝系二百本他   相伝所領   大窪垣内一処在林,他		家地一段百二十歩 字小角垣内	免除官物地利 寺垣内二段 木津垣内北南三段	床垣内一反 和田垣内一反小,他	新開松見垣内二段 京極垣内二段,他	高田垣内一段 稲葉垣内一段, 他	東辺垣内二段	私領島水田   念智垣内二段,他	先祖相伝所領 高垣垣内七段, 他	私領田島 末恆垣内三段 円高垣内六段	岡前垣内 辛海村垣内,他	庄田 二十七坪七段(垣内五段東二段)	所領田地 小中垣内四段在中垣内五段	市町垣内二段	沙弥観秀垣内畠一町二段,他	宅垣内丑寅角令住    )従者内蔵正木	高栗栖牧地 河南三条五里十五坪垣内二段,他	北限朴恒	四疋田里十九坪垣内一処,他	二十一条荒船里十三坪四段 田原下崗垣内	奉納燈料 十七条七被田里十九大垣地三段四十歩	垣内幡田七十二歩 垣内幡田西圭一段	寺所領山地 庄垣内二段五十歩 同(樋爪)垣内百歩	記 敬 事 項
× ×	0	0	×	0	×	×	×	×	×	×		0	×		×		Ö		0	0	0	×	×	<b>梁</b> 裁 里に

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
兼貞珍光時論田勘注案 大宅姉子畠売券	法隆寺五師慶舜処分状	僧清真家地処分状	弘福寺僧彦印解	僧某作手田売券	僧寂因作手皛去文	開浦院企僧解	僧某島売券	山辺延末牛馬弁進状	大和国摖荘田宛行状		大安寺権上座長会畠売券	僧頼源解	伊賀国黒田荘刀禰等請文	東大寺政所下文	僧京□垣内売券	僧長真処分状	伊賀国湯船村田坪付往文案	大宰府下文案	大宰府公文所勘注案	五師某処分状	*	伊賀国司庁宣案	*	安芸国高田郡司解	大和国崇敬寺牒
〃四(1123) 大治四(1129)	√ ≡ (1122)	保安二(1121)	永久四(1116)	•	永久二(1114)	天永二(1111)	天仁二(1109)	•	√ ≡(1108)	\	•	» <u>=</u> (1107)	.4	嘉承元(1106)	康和三(1101)	永長二(1097)	1	*	宽治三(1089)	√ ≡(1089)		宽浩元(1087)	•	<b>尽德二(1085)</b>	永保二(1082)
5—1999 5—2126	5-1967	5-1922	5-1862	5—1813	5—1812	4-1746	10-4964	4 - 1687	4—1686	4-1683	4 - 1682	4-1679	4—1667	4—1666	10—補28	4-1374	4 - 1284	4 - 1278	4-1277	4 - 1269	4 - 1262	4-1257	9-4649	4-1230	4-1192
和泉国和泉郡 大和国派上郡	<b>v</b> 3	ッ 平群郡	の 高市郡	•	*	大和国平群郡	,	伊贺国名張郡	•	*	大和国派上郡		*	伊賀国名張郡	紀伊国在田郡カ	大和郡平群郡	伊賀国阿閇郡	•	筑前国上座郡		,	伊賀国名張郡	•	安芸国高田郡	伊勢国安西郡
ED-	E-	家地=島	Har	Hor	H	Þ	•	Đ	田	"	圕	光地カ	*	田島		Eu	Ħ	*	桑畠カ	Eo	Hu	Ho	員→田	Ш	H
切開下人垣内 相伝所領左京八条四坊七坪辰巳 嶋垣内三段	年来所領   田畠一処畠二段字橫路南垣内北辺私地   他		寺領田畠   六坪二段六十歩幷畠字凢石垣内,他	作手田畠八条九里二十七坪島字長田垣内二段	作手島二段 八条八里三十五坪異筆「垣内」	私領島   八条九里二十五·六両坪内三段字中垣内,   他	畠五段 矢川条一切西古居垣内	私財畠五段 在矢川条一切西古垣内	永作手五条五里四坪内五段 異雑「カイトシリイフ」	帰婜「大安寺嶋垣内券しまのかきうち」	相伝所領 左京八条四坊七坪辰巳角 嶋垣内三段	私宅并垣内倉井雜物	先祖相伝作手 国貞居垣内七段(田二段畠五段), 他	先祖相伝領所作手 国貞居垣內七段(田二段島五 段),他	先祖相伝処 中南北垣土壱処	相伝領掌畠二段百二十歩 林垣内	同(伊勢道)垣内三段 乍合才二反	領知桑垣	相論柔垣	上庭垣内畠一段百二十歩東辺	所領垣内 領主進退	所領畠桑 由好垣内 有犬丸垣内, 他	先祖相伝所領島 朝日垣内八段已田字河原田	先祖相伝所領島 字螯屋垣内	官省符寺領 十五条八翦生里六垣内田五段百步
0	×	0	0	0	0	0	×	×	0		0		×	×	×	0	×			×			×	×	0

71 72 73	70	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	番号
山崎仲子田島処分状 清原友次島売券 嵯峨木守藤井延時解	平行兼私領源状	坂上仲国宛行状案   柒印其卦计	大和国平田荘内依帳	美濃国营部荘住人申文案	京大寺牒案	僧行円出拳米借状	豊前国八幡宇佐宮公文所問往記	大中臣道领処分状案	山城国笠置荘校田帳	<b>豊前国秦国門解</b>	法隆寺金光院燈油畠注文案	<b>秦四子田地売券</b>	紀伊国荒川荘検注帳	伊賀国矢河中村夏見公島取帳	源载施入状案	夕 直米請取状	僧覚賢畠買券	豊受太神宮権爾宜度会某田地克 券	宇佐宮公文所問注日記	豊前国八幡宇佐宮検绞珍友成解	文
《三(1153) 久寿三(1156) 保元元(《)	仁平二(1152)	ル五(1149) ルカ(1150)	久安四(1148)	√ □ (1142)	永治元(1141)	〃四(1138)	保延三(1137)	かんらく二 (私年号)	*	*	*		保延元(1135)	長承三(1134)	天承二(1132)	*	*	*	〃 五(1130)	*	年 号
6—2776 9—4749 6—2841	11—補323	10一補76	6-2652	6-2469	6-2452	5-2383	5-2360	10—4998	5-2359	5-2358	5-2344	5-2341	5-2336	5-2303	5-2216	5-2174	5-2173	5-2171	5-2158	5-2127	平安造文
大和国宇陀郡 山城国葛野郡カ	安芸国佐東郡	紀伊国伊都郡	大和国広瀬郡	*	美微国厚見郡	伊賀国名張郡	豊前国字佐郡	伊勢国	山城国相楽郡	豊前国字佐郡	ァ 平群郡	大和国山辺郡	紀伊国那賀郡	伊賀国名張郡	ル 平群郡	•	大和国添上郡	伊勢国三重郡	\	豊前国宇佐郡	所在
田山田	田 · 卧	Ħ	Ħ	居住所		田	Hu	家地カ	Ш		Ed	便田	Ħ	公島	自力	4	Ed	H	*	P	地目
先祖相伝所領 田一段小放光寺垣内,他 先祖相伝所領寺垣内之東垣一処 左大臣殿女房筑前局山庄垣内,在作田二段	坦13年,光小叫及2008 相伝之私領重光垣内五段東垣内一町,他	先祖相伝所領字山本垣内—町之内田三段 植内土 『不可ひ》注版	十一条五里二十二坪 同西垣内五段(二十七・二十八・三十一坪内)	朴垣 朴垣内别当居住所 石原垣内	北限朴垣并小厚見小路	差置質券田一段矢川十八切西東字桁垣内	島一段字小城垣	為光いかいつ四段五, 国房いかいつ三段五, 他	田屋垣内一段井尻垣内一段小,他	領掌田島一段小城垣	施入金光院三昧燈油料畠十一条五里二十三・二十六坪六段豊富垣内	先祖相伝所領三段十二条七里六坪西畔本	黒川大垣内八段已見作,他	木屋比垣内麦一段損半得小,他	新施入田畠敷地西北両垣内合三段	嶋垣内   畠三段端茲「しまのかいと」	買伝所領学地 左京八条四坊七坪辰巳角 嶋垣内 三段	故親父御領 在三重郡河後郷専当則□居住垣内	大木垣一処 小城垣一段,他	古作田畠小城垣一段	記 竣 導 項
××	×	×	0	0		×	×	×	×	×	0	0	×	×			0	×	×	×	条里 表示

	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74
(畠)	佐伯三子田地売券	荷原三子島地売券	平助遠田島等処分状案	豊前国仲津尾寺座主神智解案	藤原因次畠地売券	大江正影解	盘井荘地子注進状	阿保行宗田地荒野談状	大山行貞田畠充文	僧観遊垣内処分状	藤原中子注進状	近江国大番舎人僧良命解	大和国高向姉子畠売券	紀伊国藤原忠村田島処分状	豊前国漆嶋枝末屋敷護状	<b>某島地売券</b>	僧취実垣内処分状	香取社大禰宜大中臣某談状	僧定信島地売券	僧応順申状	大中臣某島地去渡状	僧覚永田地売券案	大和国小東进名名坪付	<b>滕原仲子家地田畠譲状</b>	山城国然沉进板田帳	大中臣正元岛地処分状案	豊前国八幡宇佐宮御装束所検技 大神貞安解
	*	√ □(1178)	治承元(1177)	√ □(1172)	承安元(1171)	1	√ □(1170)	嘉応元(1169)	*	•		•	√ 二(1167)	仁安元(~)	•	永万二(1166)	√ ≡(1163)	応保二(1162)	永暦三(1162)	•	永暦二(1161)	,	平治元(1159)		*		*
	8-3823	9-4880	8-3812	10-5056	7-3578	7-3560	7-3554	7—3517	7-3484	10—補109	7-3477	9-4819	7-3442	7-3407	7-3382	7—3377	10一補101	7-3223	7-3168	7-3151	7-3145	6-3039	6-2991	62966	6-2879	6-2874	6-2855
	マ 廃土器	大和国宇陀郡		豊前国宇佐郡	伊賀国名張郡		大和国宇智郡	〃 期賀郡	~ 伊都郡	紀伊国在田郡		近江国犬上東郡	大和国平群郡	紀伊国伊都郡	豊前国字佐郡カ	伊勢国度会郡	紀伊国在田郡	下総国香取郡	紀伊国邦賀郡	大和国平群郡	伊勢国度会郡	✓ 添上郡	大和国広瀬郡	大和国城下郡	山坡国相楽郡	伊勢国度会郡	豊前国宇佐郡
	Hor	自力	国国	田・畠	Ho	Bur		田地荒野	E			圖	<b>P</b>	田島	屋敷	咖	山地	<b>F</b>	聖·	Eur		田	(畠田)	察地	⊞	Ear	<u> </u>
	先祖相伝私領 三段左京八条四坊七坪辰巳角字嶋	所領一処寺垣内之東畠	先祖相伝私領 一処田島宇辻桓(垣)內,他	燈油料田畠 三段字垣内田 二段字上津垣,他	先来相伝之領地 所領畠一段 在中村条字垣内	先祖相伝所領 伊賀垣内島一段 替波	久時三升上殿垣内 守行五升枯垣内,他	先祖相伝之私領 野田原南柯(垣カ)內 端妥「野田原南垣内」	相伝領地 畠一段小 板やかき内, 他	相伝私領 西垣内一所	今北垣内於五間者,藤原中子買取舉	居住垣内之島 押作	相伝所領島 一段 豊国垣内八条九里二十七坪	先祖相伝所領 垣内七段内田三段垣四段,他	屋志き一所 字佐加垣	故親父所領百八十歩上宇羽西村内太良垣二段内	先祖相伝地 中南垣内一処	名島一処 字大根地西方島御年代有垣地	相伝領学地一段 三把谷西国未垣内西へシ	器日免畠 三段 代藤垣内	島地百八十歩 在上宇羽西村内字太良垣内	年来私領 田一段字大垣内	十三条三里十五坪一段小 小垣内他領	先祖相伝私領京郷十六条三里二・三坪三段小 端	小垣内一段奥垣内一段六十歩	伝領承維 百八十步 上宇羽西村宇太良垣二段内	先祖相伝田島
C	)	×		×	×			×	×	×			0	×	×	×	×	×	×		×	×	0	0	×	×	×

品品	文 書 名	年号	平安逊文	所 在	当	記 蝦 事 項
101	僧玄愉島地売券	•	83864	"	ED-	先祖相伝所領 南一条七里二十四坪字山田西垣内 二段
102	僧永鑒等田畠処分帳	√ ≡(1179)	8—3870	7 平群郡	壘	買相伝領導 畠一段 異筆「字上堂垣内」
103	<b>曾</b>	•	8-3876	紀伊国伊都郡	Ħ	相伝所 西垣内のみをきた百歩
104	扳上久寿田地壳券	*	11—補390	*	Ш	先祖相伝領 二段大 田中垣内 端夏「たなかのかぎうち」
105	僧相兼田島処分状	〃四(1180)	8-3916	大和国添上郡	Hor	私領 島二段 字房垣内
106	清原中子田地壳券	〃 五(1181)	8-3947	伊賀国名張郡	田畠	先祖相伝私領 二段 中村条字墓原北大垣内
107	度会氏離島地売券	養和元(~)	8-3981	伊勢国度会郡	Hor	買得 畠地 百八十歩 居住垣内
108	紀伊国荒河荘田畠坪付注文	*	10—補134	紀伊国那賀郡	Hor	一所一段百八十步 居垣内,他
109	大江某畠地相博券		9—4888	山拔国葛野郡	Ho	私領一処 一町五段字四町畠中垣内
110	僧能陣田畠処分状	寿永二(~)	8-4076	紀伊国伊都郡	(田島)	相伝私領 西垣内
111	宇佐貞時諏状案	元暦元(1184)	8-4220	豊前国字佐郡		相伝私領 一所字四らう垣, 他
112	藤原盛宗寺地譲状	√ □ (1185)	8-4253	伊勢国度会郡	島=敷地	先祖相伝之施入地 寺敷地一段 桑原垣内
113	度会神主某島地相博券	*	8-4254	*		伝領, 畠地百八十歩 氏継□□垣内

料のほとんどは、「垣」として現れており、これも垣内の事例としてよい。また「垣地」については、但馬(表一-3)・下 すなわち太郎垣と太郎垣内とは同一のものを指しているのである。この事実は「何々垣」と史料上見えているものが、 75においては「上宇羽西村字太郎垣」、80では「上宇羽西村字太郎垣内」、85では「上宇羽西村内太郎垣」となっている。 ただきたい。これらは大中臣正元が処分した伊勢国度会郡湯田郷上宇羽西村の一八○歩の同一畠地に関するものであるが、 う。ここで表一に「何々垣」とあるものをもあげておいた理由を説明せねばならない。表一―75・80・85の事例を見てい は慎しまねばならないが、少なくとも「垣内」が「カキウチ」とも「カイト」とも読まれ得たことは確認してよいであろ では「しまのかいと」と記されている。ただ両者共に端裏に記されたものなので、平安期の読みそのものと即断すること 「何々垣内」と記されているものと同実体である場合のあることを示している。豊前・豊後などの平安・鎌倉期の畠地史

総(83)に見えるのであるが、これは「垣」+「地」と考えられるのである。

いは「垣内」と「垣土」) またその表われ方も平安期とは異った状況を想定せざるを得ない。同一文書中で相違した表記(「垣内」と「垣戸」、 ○あまりであるが、ここでも漢字の表記ではやはり「垣内」が多い。しかし「垣戸」や「垣土」が散見されるようになり、 では鎌倉前期まで対象を拡げてみよう。『鎌倉遺文』一五巻文永一二(一二七四)年までに見える垣内史料は、 がなされるようになるのである。 ほぼ

下長谷郷末弘名田数惠

中嶋壹反百四十歩 中嶋壹反半

垣、土大 旧河大歩

谷口貮佰七十歩 居坂壹反六十歩

草原参百步 西垣内貮反大 已上本庄分 河部壹反廿歩

(以下略、傍点筆者

ことが確認されるのである。この分化・多様化をどう理解したらよいであろうか。

平安期にはすべて「垣内」であった大和にも「垣戸」の例が現れ、鎌倉期に入り表記が次第に分化・多様化しはじめた

的に用いられたため、 つものと考えてよい。一方で垣によって周囲と区画された家・宅や特定耕地等を表現する場合、漢字では「垣内」が一般 「垣内」は「カキウチ」とも「カイト」とも結びつくようになったのであろう。したがって「カキ

び「カイト」という語は、この「カキ」に内を示す「ウチ」や、処・所の意の「ト」が接続した語で、同じ意味内容を持

前述したように、本来「カキ」は区別・分離し、ある特定個人に属する空間を表示したのであるが、「カキウチ」およ

(367)41

になり、除々に表記が分化・多様化していく。また「カキウチ」・「カイト」自身も、「カクチ」・「カイツ」のように転訛 内」と漢字表記されたのであるが、鎌倉期に入り、「カイト」は「垣内」の他に「垣戸」や「垣土」とも表記されるよう =垣」だけでも、「垣内」と同実体を示し得たのである。平安期において「カキウチ」・「カイト」はほとんどの場合「垣

していくことになる。

歴史的条件が、鎌倉期には大きく変化していったことを示しているのである。 的には次章以下で述べることとなるが、それは何よりも、「カキ=垣」で区画することが、分割・領有を意味したという 鎌倉期に入っての垣内表記の分化・多様化は、当然ながらその実体の変化を反映したものと考えられるのである。具体

- 。小垣内(小垣内)の麻を引き干し妹なねが作り着せけむ……(巻九① 『万葉集』で「垣内」が見えるのは六例である。ここでは特に
- 二〇七・同四二八七に「垣内」が詠まれている。また「垣内」とは見表記を示す。他には巻八 一五〇三・卷一八 四〇七七・巻一九 四に注意しておきたい。表記は岩波古典文学大系に従った。( )内は原に注意しておきたい。表記は岩波古典文学大系に従った。( )内は原い、後一三 三二二三)
- 》『古代建築のイメージ』(NHKブックス)一九七九年ように、柵(垣)をめぐらした麦畠の例も存在する。えてはいないが、『柵越しに麦食むこうま』(巻一四 三五三七)の
- のではないか」とされている。「律令制と村落」(前掲)の住宅は、空間的にももう少し大きな共同体のなかに包摂されていたの住宅は、まだ明確な区画をもったイへ・ヤケは成立しておらず、一般農尽は、まだ明確な区画をもったイへ・セル首長ないし上層農民を除いて
- 中巻第一○

- てー」(『国学院大学日本文化研究所紀要』45 一九八〇年) 「古代歌謡発生の聖域・イチと『垣』と―海石榴市の歌垣をめぐっ
- 倉以降のものであるため省略する。「民部」も平安後期の訓では「カテ条「部曲」は「カキノタミ」と訓されている。また大化二年正月甲蔵条「部曲」は「カキノタミ」と訓されている。また大化二年正月甲蔵条「部曲」は「カキノタミ」と訓されている。また大化二年正月甲蔵条「部曲」は「カキノタミ」と訓されている。また大化二年正月甲蔵条「部曲」は「カキノタミ」と訓されている。また大化二年正月甲蔵条「部曲」は「カキノタミ」と訓されている。他の訓読は鎌行の方、書写中代の最も古いたいる。
- 津田左右吉「大化改新の研究」(『日本上代史の研究』一九四七年)

キベ」・「カキ」とされている。訓読については岩波古典文学大系『日

本書紀』によった。

- 上 一九三三年) 上 一九三三年) とび『縣』に就て」(『法制史論集』第三巻
- 年不明二俣村荒野開墾免許状断節(『千葉県史料中世編香取文書』旧岩波古典文学大系『日本書紀』皇極元年是蔵条頭注

10

42 (368

源太祝家文書一二) 主制成立史の研究』一九六七年 の面から検討を加えられている。 この史料については、戸田氏が領主的土地所有 「在地領主制の形成過程」(『日本領

- 福田豊彦「封建的領主制形成の一過程 下総国香取社の場合—」 (安田元久編『日本封建制成立の諸前提』一九六〇年
- 等を記入した。大和国字智郡栄山寺領に関する一連の免除領田制史料 てある。記載事項欄には、垣内に関する権利内容等を示す語句・面積 後述するように「垣内」と同実体を示すと判断される「垣」も含め 基本的には同一の坪付によるものであるため、表一―7で代表さ
- は同じものを表していることが明らかである。 表一―66の事例においても、 「朴垣」と「朴垣内」が、実体として

- 15) ととして、ここでは要点のみにとどめる。 紙数の都合等により、鎌倉期の垣内についての詳細は別稿を期すこ
- 四一一四)。③文曆二(一二三五)年五月一一日紀伊下長谷郷末弘名 略す)・②寛喜三 (一二三一) 年三月一五日僧良□田地処分状 (「鎌」 遺文』三九○九 以下『鎌倉遺文』は「鎌」、『平安遺文』は「平」と 田数注文案(「鎌」四七五八) ①寬喜元(一二二九)年一二月一五日長谷郷内垣内田畠宛状(『鎌倉
- 五 建長三(一二五一)年八月五日沙弥西信所領配分状案(「鎌」七三三
- (18) 註 16 ③
- (19) 註 16 ②

### 平 · 安 期 の 垣 内

りをもった分布を示しており、特定地域のみのものではないことは明らかである。時期的な分布についてはどうであろう 五例、美濃三例、筑前三例、河内・和泉・近江・但馬・下総各一例、不明七例となる。畿内近国を中心に、 を見ておこう。史料の数は多い順に、大和三四例、紀伊一八例、伊賀一三例、 伊勢一○例、 豊前八例、 山城七例、® を念頭において、平安期における垣内の歴史具体的なあり方を考察していく。まず最初に平安期の垣内史料の地域的分布 第一章では、垣内という語・言葉の本来的意味やその表記の変化等についての考察を行った。本章では、そこでの検討 かなりの広が 安芸

一一世紀前半まではわずか一〇

垣

ておかねばならないだろう。この史料の残り方自体が垣内の性格の一端を物語っているとも言えるからである。以下、

数例にすぎない。一一世紀後半以降の垣内史料の急激な増加は、史料総数の増大を考慮に入れたとしても、やはり注意し

表一に明瞭に示されているように、平安期全体では一一○余例にのぼる垣内史料も、

象を史料の内容や性格・分布等から伊勢の一部および大和とする。紀伊・伊賀・山城等については、 内についてでき得る限り具体的に考察し、その歴史的意義を考えていくのであるが、 紙数の都合等により、 別稿に譲ることとし 主要な考察対

① 表一の集計にあたって、一通の文書に何ヵ所か垣内の事例が記され

史料が異なれば、それぞれ一例とみなした。

# 第一節 伊勢国近長谷寺資財帳にみえる垣内

仁和元(八八五)年に在地豪族正六位上飯高宿禰諸氏(法名仏子観勝)が、内外の近親等に勧めて建立した地方私寺である。① しかしところどころに が見えており、 年に作成され、天徳二 (九五八) 年の郡判があるのであるが、文中に「荒木田有穂応和二年七月五日施入垣内貳處」 分は、「在名」・「在判」とあり、現存資財帳が案文であることは疑いのないところである。この資財帳は、 したものであるが、その記載内容等についてはやや検討を要する。まず「本願施主子孫」や「在地加證署」などの署名部 この資財帳は建立以来、飯高氏につながる人々によって近長谷寺に施入された堂舎・墾田・畠等を勘定し、後代の流記と 年伊勢国近長谷寺資財帳(表一-5)を取りあげる。近長谷寺は、松阪市の南、多気郡多気町長谷の山上に現存しており、 まず最初に、 |応和二年(九六二)とは時期的に矛盾が生じる。原本調査の結果、この部分が追筆でないことも判明した。 数少ない一一世紀前半までの垣内史料のうち、垣内の持つ性格を最もよく示すものとして天暦七(九五三) 天暦七(九五三) の記載

十八条三菅生里廿三・廿六坪治貮段貳佰歩『建仁"九坪|反』(「 」 異筆・『 』 朱筆)

間 のように異筆で、 (九六四~八)には現存資財帳はすでに存在していたと判断されるのである。おそらく天暦七 (九五二) 年に資財帳の原本 康保・長和・建仁 (朱筆) 各段階での地名・ 面積等の異同が記されていることを考えるならば、

### 多気郡一六条一七条東寺領 川合庄田表

一六条二井内里一三坪上国帖田一町 二〇坪一町 二疋田里四坪下国帖田一町 =四坪-町 四疋田里四坪橋本町一町 二七坪太田一町 三四坪字戸田一町 五相可里—〇坪一町 ——坪村早田一町 六山田里三坪須具田一町 一○坪下順田一町 七条二判田里八坪桃原田一町 三〇坪庄山田一町 三一坪一町 11

かざ れている。 六二) 年までの「人々施入墾田」 = 治田および 状況を示す史料としてよい。 実際的な機能を果していたと考えられるのである。 であろう。 作成された後、 資財帳にはすでに注目されているように、 五相可 云 )里四坪垣 垣内の一例を示そう。 このように作成された案文は、少なくとも一三世紀初までは所領等のチェ 南東限 応和二(九六二)年に至って新たに垣内が施入されたため、 也内壹處 「本願主施入」 「畠」―垣内等についての、 したがってこの現存資財帳は原本に準ずるもので、 (建立時における施入であろう) 条里坪付・四至・施入年月日 案文作成にあたって、 ッ クにあたって異同が書き込ま によるものから、 それをも書き入れたの 一〇世紀の在 施入者名が記 応和二

地

0)

允

資財帳に見える施入地 は 多気 飯野 ・度会三郡にまたがっているが、 大部分は多気郡、 特にそのうちの一 七

右

垣内

寺家座主大法師泰俊延喜十五年正月十四

[日施入 空間

三六坪二反 面上に位置し、 ようになる。 て川合庄田と主張される次のような水田が存在したことも知られてい に多く集中している (表二)。 (表三)。 地形と土地 以下一 これ |利用に注目してこの地域の条里を復原するならば、 六条一七条に焦点をあてて論を進めて行くことにしたい。 Щ 麓 から明らかなようにこの地域は櫛田川中流南岸の段丘 から河岸に向かってゆるやかな傾斜を示してお また多気郡 一六条一七条には、 図

一〇度ほど西へ偏した条里制 山麓 地 割が明瞭に分布している。 の湧水および小谷をせき止めた溜池 当然櫛 田 が Ш 用 O 45

水は灌

に渡には

利用できず、

西	北	備考
公田 故伊勢大掾藤原	櫛田河 麻続統令領地	故飯高常実,延喜二十二(922)年十一月六日施入 多気郡檢按麻続統令施入
麻続広宗治又畠少在	道	
伊勢友高領地 福田寺田 子午畔 子午畔	伊勢元範治·卯酉大道 公田 公田 福田寺田	} 飯高豊子, 寛平七(895)年正月十三日施入 飯高豊子施入
僧泰俊領地	櫛田河岸	8・十七条の 3 は日置貴督町子幷男丈部薬円丸, 寛平七(895)年沽進
治田	公田	9·13·14は故麻続在子,延喜十三(913)年五月二十 七日進
斎宮寮前允私部有良治	清水寺地	10・十七条の2・十七条の4は相可故大司大中臣良扶施入
故藤助地	河	11·17前々斉宮寮大允百済永珍,天慶二(939)年 正月十三日施入
頻(領)地 宮守寺地・佐奈山寺治田 長谷治田	櫛田河岸 故相可藤判官忠助地 長谷寺垣	土佐国掾大中臣清光,天慶九(946)年四月八日施入
公田	深溝	寺家座主大法師泰俊,延喜十五(915)年正月十四日 施入
長社·大畔	櫛田河河岸	藤原乙御,延喜十九(919)年二月二日施入
道·藤原定光領地	大道·長谷領垣内	
同寺垣内	大道	伊勢後生,承平元(931)年正月十五日施入
里幡社	岡	19・十七条の10は故物部康相 延長二(924)年正月三日施入
垣根	中垣	神麻統神部麻統員世,中臣部貞安 延喜二十(920)年正月廿日施入
岡	大溝	仏子薬勝,天曆二(948)年中施入
岡 山・岡・沢田 一段三百	公田	
步	岡・公田	
公田	公田	
故藤原経膦領地	同人治	日置島布町,天曆三(949)年十一月六日施入
游	公田	飯高僧丸, 延喜四(904)年二月十一日施入 故大宰師宮御監伊勢包生, 延喜十七(917)年八月二 十一日施入
前主帳武雄治田	溝	本願主施入
林	林	本願主施入
间 岡	卯酉溝 公田治田	故麻続孝志子,延喜五(905)年進寺家 少瓜子給分,近長谷寺施入

表 2 近長谷寺資財帳

番号	地目	条 里 坪 付 字 名	東	南
1	治田	十六条一当恵里十二・十三坪六段	櫃倉社・岡	岡峯
2	垣内	二井内里九坪 垣内一処	伊勢友高領地	溝
3	治田カ	二井内里十六坪二段二百步	伊勢国雄治田·故 伊勢大輔宅垣内	大溝
4	治田カ	二井内里十六坪二段	長谷寺治	溝·公田
5	治田	三疋田里五坪二段	子午畔	卯酉畔
6	治田	三疋田里八坪二段 字常供田田舎垣内	福田寺田	卯酉畔
7	垣内カ	三疋田里二十坪四段二百步	酒坂大道	大道
8	垣内	三疋田里相可林寺所一処	溝	溝
9	治田	四疋田里二坪二段 字長田	公田	公田
10	治田	四疋田里十七坪一段	清水寺地	卯酉路
11	垣内	四疋田里十九坪垣内一処	長谷寺領地	大畔
12	垣内	四疋田里十九坪垣内処		長谷寺治田
13	治田	四疋田里十九·二十坪一段	<b>礒部寺治</b>	故丹生松総宅
14	治田	四疋田里三十坪二段	故犬甘今生領地	磁部寺治田
15	垣内	五相可里四坪垣内一処	公田	公田
16	垣内	五相可里三十一坪垣内一処 字石出垣内	<b>礒部寺領地</b>	大道
17	垣内	五相可里三十一・三十二坪一処 居住仏子 仁増	故飯高積子垣内 磁部寺垣内	大法師泰俊領
18	垣内	六山田里五·六坪垣内一処	長社少副殿中垣	磁部寺中垣
19	治田	七新家里十九·三十坪三段	M	岡
20	垣内	条里不明 相可止利苅垣内一処 (五相可里カ)	中垣	大道
1	治田カ	十七条一判田里二十四坪二段三百歩 字帝釈田	道	谷口・溝
2.	治田	一判田里二十七坪一段	溝・岡	富岑寺治
3	垣内	一判田里二十九・三十・三十一・三十二坪 大俣木首垣内一処	小道・故相可大司   大中臣垣内	岡林岑
4	治田	一判田里三十三坪二段 在山田寺前	公田	大溝
5	治田	二判田里六坪一段	治田	小道・相模守藤 原惟範朝臣治
6	治田	三矢田里九坪一段	岡	蓮少池堤
7	治田	三矢田里十坪二段	伊勢石範治	卯酉畔
8	治田	四少山里二十二坪百步	積子処分林・諸氏 之処分林	諸氏之処分林
9	治田	四少山里三十四・三十五坪一段半	長谷寺地	岡
10	治田	四少山里三十五坪 } 三段 五大朽里一・二坪 }		
11	治田	五大朽里十二坪二段二百歩	岡	治田
12	治田	五大朽里二十一坪二段	岡	治田





(H) 一筆が複数坪にまたがる場合は記号をその中央に記した。

東寺領川合庄田の存在した坪

近長谷寺資財帳施入垣内(畠)の存在した坪

L:十曾

, 近長谷寺資財帳施入治田(治田化した垣内 一例を含む) の存在した坪

0

存在が確認できるのである。 は段丘先端部に位置することになる。 水源となるのであり、 資財帳の一七条三矢田里九坪一反治田の四至 九世紀末から一〇世紀前半にかけて近長谷寺に施入された垣内は、 用水源から離れ、 灌漑条件に恵まれないため、 「南限蓮少池堤」 からも、 畠地として開発されたと推定できよ 当時における山麓の溜池 山麓部 0 筆を除き、 他 0 ような垣内も条件によっては治田化される。

近長谷寺資財帳に見える一六条三疋田里八坪二段の治

田

は

四至

一 東限福田

北限公田

字常供田田舎垣内者

それに対し、 漑条件の整備 施 入墾 一田の多くは 段丘面中央部には、 が、 庄田・ 山麓や小谷に、 公田の存在を許し、 東寺領川合庄田といわれている田や公田が卓越する。 一部 がず その周辺部に墾田 段丘面上に位置する。 . 畠地が開かれていった様相をこれから読み取ることが 湧 水 や溜池の造成による開 条里制地割施行とそれに伴なう灌 田と判断 されるのである。

きよう、

では、 実を伴なう垣内の例は極めて少数にすぎず、 しかしこれまでの研究のように垣内を家地・ に対し、 と記され、 い 三年間耕作しなければ失ってしまう不安定な権利にすぎなかったのに対し、 される小規模な空間である。 たと考えられてい に示される既開発地の縁辺に、 ここで注意せねばならないのは、 あるいはその前提と解することは無理と言わねばなるまい。 水田は律令国 垣内は公的・国家的な支配の対象となっていない地である。 ともなり得るものである。それは水田化の遅れた地に立地し、それぞれ「一處」として分割 居住事実が示されている例があることである。 ハ る。 ⑥ [家の強力な規制下に置かれ、 島地や家地に対する国衙の支配は、 同じ開発地でも、 開発によって生れた空間であり、 一筆ではあるが、 圧倒的多数は畠地をその内容としているのであり、 屋敷地と考えることが可能であろうか。 墾田 墾田永年私財法によって保証されるようになっ 治田が国衙の土地台帳に登録されて、 施入垣内の中に、 また四至記載からは、 この段階ではまだ成立してい 一○世紀の近長谷寺資財帳に見える垣内とは、 その多くは畠地であるが、 屯田制的な性格が強いと言われている日本 五相可里三一・二坪一 園地・宅地は国家の規制の枠外に放置されて 「宅垣内」 近長谷寺資財帳においては、 ない 租税官物徴収 の存在も確認されるのである。 處のように「居住仏子仁増 いのである。 場合によっては居住 家地 た墾 田 屋敷地を垣 0) 領有され、 田 の対象となる 主 条里 0 居住 班田 地 施入 制 Î 制 地

と記 されてい . る® 兀 「至からは、 周囲に 「公田」 Þ 福 田寺 芦 が立地することが示されており、 用 水 0 便が

あったため、

垣内を治田化したのであろう。この場合には、水田を内容とする垣内が出現するのであるが、 法的には治田と認定され、

- 国家的支配の下に組み込まれていくと考えられる。
- ① 近長谷寺に関しては、西口順子「九・十世紀における地方豪族の私の 近長谷寺に関しては、西口順子「九・十世紀における地方豪族の私の 近長谷寺に関しては、西口順子「九・十世紀における地方豪族の私の 近長谷寺に関しては、西口順子「九・十世紀における地方豪族の私の 近長谷寺に関しては、西口順子「九・十世紀における地方豪族の私の
- 墾田・畠との関係は不明である。

  → 世坪四段二百歩」だけである。度会郡には「地」三筆が存しているが、世坪四段二百歩」だけである。度会郡には「地」三筆が存しているが、
- ③ 「平」五八・七六・一三八・二二二・三四二等。『平安遺文』一巻のたとして問違いないであろう。
- で田」等の大字名や小字名「十曾(ジュウソウ)=一三」などの地名をが作成されている。しかし一六条一七条に関しては、「三疋田」・「四が作成されている。しかし一六条一七条に関しては、「三疋田」・「四が作成されている。しかし一六条一七条に関しては、「三疋田」・「四が作成されている。しかし一六条一七条に関しては、「三疋田」・「四が作成されている。しかし一六条一七条に関しては、「三疋田」・「四が作成されている。」
- い。このようなプランにしなくては、地形により一六条の北側に若干 里は、三疋田里以下と二町分北へずれて接続したと考えるより他はな 記載や土地利用を満足するように復原するならば、一当恵里・二井内 は山の上にくるし、一当恵里一二・三坪にある治田六段の北境は「櫛 延長し、一当恵里・二井内里の界線を引くならば、資財帳の記載や川 四至記載(「礒部寺中垣」・「礒部寺垣内」等)からは、一六条六山田里 であるが、復原図からもそれは明らかである。また施入治田・垣内の および「十六条五相可里卅一坪垣内壹處」の北境は「河」・「櫛田河岸 原以外にないであろう。資財帳の「十六条四疋田里十九坪垣内壺處」 当時の土地利用と地形とを矛盾なく一致させるには、図一に示した復 手がかりに、一六条の三・四・五里を決定されたにとどまっていた。 の条里空白地が生じてしまうからであろう。 田河」であるはずなのに、やはり山の中に来てしまうのである。四至 合庄田の位置に矛盾が起こる。二井内里一二坪にある一町の川合庄田 字「礒部寺」が遺存している。しかし一六条のプランをそのまま西へ 五坪付近に「礒部寺」の存在が推定できるのであるが、当該地には小
- 四至の「真神部安吉宅垣内」など。 百歩の四至の「故伊勢大輔宅垣内」、 度会郡田辺郷里条金尾地一處の下地垣内」が見えるのは、多気郡一六条二井内里一六坪治田二段二
- 貞夫編『法と権力の史的考察』一九七七年)○年)・吉田孝「往令制社会の園宅地所有について」(服藤弘司・小山年)・梅田康夫「律令制社会の園宅地所有について」(服藤弘司・小山年)・吉田孝「公地公民について」(『紀本古代社会経済史研究』一九八〇年、永貞三「律令制的土地所有」(『日本古代社会経済史研究』一九八〇年、

① 木村茂光「中世成立期における畠作の性格と領有関係」(『日本史研の 本村茂代表書)

⑧ 本来は施主飯高氏の農業経営施設としての田舎(田家)の建つ敷地

解されている(戸田註1論文)。施入墾田の中にはもう一筆治田化されであったのが、治田化され、近長谷寺の常供田にあてられたものと理

阿支呂垣内辰巳新開田壹段余歩た垣内が存在する。

四至 東限 市限

水で瀟漑したと推定される(戸田註1論文)。とあるのがそれであるが、近長谷寺寺山の南の山口に位置し、山の谷とあるのがそれであるが、近長谷寺寺山の南の山口に位置し、山の谷とあるが、故僧朝仁存日開発寺垣内、今請作坂上有実、在諸文

### 第二節 大和国の垣内

たっては、まず垣内の立地と分布について いるのが大和であり、 従来の垣内研究において、最も重要なフィールドとなってきたのが大和である。平安期に限っても最も史料に恵まれて しかも多様な史料が残され、 一国全体の分布をもある程度確定できる唯一の地域である。

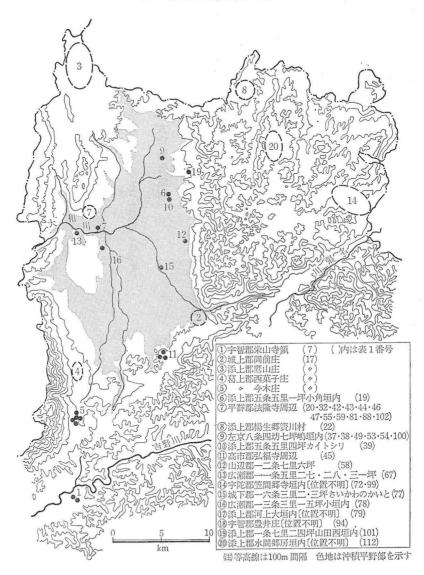
- ! 興福寺雜役免庄園(表1-17)
- 二 左京八条四坊七坪嶋垣内(表一-3・3・49・53・54・10)

を中心に考察し、 した場合であるのに対し、 垣内の立地条件とそれの示す意味を明らかにする。 口は条里制地割内部に垣内が見出される例である。 一は盆地部の条里制 史料の数からは、 地割の縁辺や山間に垣内が位置 ○一が垣内立地の一般的

- 宇智郡栄山寺領(表一-7)向を示していると言える。次いで
- 平群郡法隆寺周辺 (表一-20・32・42 • 43 • 44 . 46 . 47 55 59 81 88
- 0 事 例 いから、 垣内をめぐる領主支配の展開を解明して行きたい。○は一○・一一世紀、 口は一一・一二世紀が考察の中心

102

図2 大和国垣内分布図



となる。これらを含めて、 大和全体の垣内史料のうち、 比定可能な事例については、 図二に示した。

垣内の立地と分布

興福寺雜役免庄園

階の大和における垣内立地の傾向を明らかにすることができるであろう。 はあるが、広く大和全体にまたがる寺領であることを考えるならば、坪付帳に見える垣内のあり方から、 全貌をうかがい知ることができるのであるが、その中に垣内と記された坪が散見されるのである。興福寺領という枠内で 免田・雑役免田について、庄園ごとにその面積・坪付等が書き上げられている。これによって大和国における興福寺領 延久二(一○七○)年九月二○日興福寺大和国雑役免坪付帳(表一-17)には、大和国の一五一庄二三五七町九反余 一一世紀後半段 の不輸

垣内が坪付に表われているのは、 一五一庄のうちの次の四庄である。

城上郡岡前庄五町二反六十歩

不輸免田島二町五反

公田畠二町七反六十歩

常楽会免田二町五段(坪付略

公田島二町七反六十ヶ

城上郡岡前庄は不輸免田島 四条二里八迫百廿ト (常楽会免田) および公田畠あわせて五町二段六十歩という小面積の庄で、 十九~牧田五反大 (中略) 七浪本二反大 東辺岡本二反 一石栗三反半 東辺垣内二反 各坪は散在

あることがうかがえる。 また坪名には「迫」・「東辺岡本」といった表記が見られ、 城上郡二四条に関しては、 現在のところ条里の復原は完成されておらず、 盆地部の統一的な条里制地帯とは違った条件の地域で 現地比定は断念せざる

を得ないが、二三条から判断して桜井市街東南の鳥見山周辺であることはまず動かないであろう。の

(379)

盆地部とはやや異なる

岡前庄の坪付は、 このような地形的条件によるものなのである。 岡前庄における垣内は、 盆地部の条里制地割縁辺部に位

い、添下郡廳山庄田島四町七段百八十ト 公田也

置する二段の公田畠をその内容とする。

北三段百八十ト 上用丸一段小 中用丸一段 (中略) 砂谷上切一段 前田一段百八十ト (中略) 古川一段百八十歩 大北窪半 高田垣内一段 黒沢垣内三段 稲葉垣内一段 中屋垣内三段 同南垣内一段半 (以下略

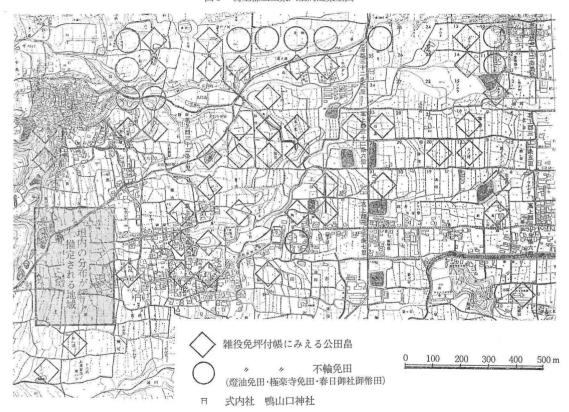
段の小規模な公田 た事実が判明する。 添下郡鷹山庄は地名から現在の生駒市高山町に比定することができる。坪付帳に見える字名と一致するかなりの小字名 前田他) (畠) 坪付帳に条里表記がないのも当然なのである。際山庄における垣内は、 の一存在形態である。 が現存し、 当時四町七段百八十歩にすぎない田畠が、 富雄川開析谷沿いの広い範囲に散在してい 生駒山中に散在する、 ~ ~ =

八、葛上郡西菓子庄廿二丁七段百廿卜 公田畠也

垣内二反 内一反 保馬垣内一反小 坂本堂大 八里一—一反 二—一反大 三—二反 十五—一反大 廿九—二反(卅三条) 法延垣内大 佐伯垣内大 棟堂垣内二反 酒部垣内二反 同東へ六十ト 佐太垣内大 小部垣内一反 嶋田垣内二反 卅一一六十ト (以下略 小板屋内六十ト 新開松見垣去 青垣内一反 内也 二反 檜垣 京極

が卓越しているのであるが、 いるのである。 すなわち条里制地割の明瞭な比較的平坦な地域には検出されず、 で最も注目されるのは、 河川の浸食が進んだ複雑な地形を呈し、 葛上郡西菓子庄は、 その中には 現在の御所市街東部、 三三条八里 「新開松見垣内二反」のように、 これらの垣内群より西 (櫛羅東部、 条里制地割も山寄りの地帯でははっきりしない。この庄における垣内の存在形態 **櫛羅のあたりに疎に広がる庄園である。この地は葛城山東麓の扇状地であり、** 猿目にかけての地)にかなりの数の垣内が集中していることであろう。 (扇頂寄り) には、 新開とされているものも見られる。 かなりの傾斜を示す山寄りの地域にのみ垣内は立地して 史料からは公田畠の存在は確認できず、 この地域は全体に公田畠 新開とい

#### 図3 蔦上郡三三条八里周辺条里図



と考えられ、それに遅れて扇頂部に向って開拓が着手された時、拠点として設定されたのが垣内なのであろう。 である。三三条においては、恐らく水源と考えられる式内社のあたりまでが、条里制地割施行との関連の中で開発された。 式内大社鴨山口神社が鎮座している。その社地の小字名は「大湊」で水源を意味しており、事実そのあたりは湧水点なの う表現からも、この付近が当時における開発の前線だった可能性を指摘できよう。垣内群の比定地域(図三参照)の東には、

葛上郡今木庄田畠廿二町五段百廿

不輸免田廿町三段

公田島二町二段小

春日御社御幣田廿町

(中略) 卅—四反

卅一二三反

卅五——反 床垣内一反

(中略)

二里一—三反

和田垣内一反小

小中垣内

反 二一六反 三一三反 (中略) 廿六一二反 今木垣内一反 廿七一一反 (以下略)

神地田三段(坪付略

(中略) 二里十七—南垣内一反 十三一一反 (以下略)

三条と三九条以南の二ヵ所より成る。垣内の見られるのは後者に限られるため、三九条以南について論を進めていく。こ 葛上郡今木庄の不輸免田二○町三段(春日御社御幣田二○町・神地田三段)および公田畠二町二段小は、葛上郡三二・

行と考えるべきである。また三九条二里あたりでは西に一一度振れた地割が検出される一方、 書上においては条里によって表記されてはいるものの、扇頂部に近いあたりはほとんど地割の痕跡を留めておらず、末施 の地域も、かなりの傾斜を示す扇状地であると同時に、 河川による浸食が進行している複雑な地形条件を示しており、文 四一条一里になると逆にや

や東に振れた地割を見出す。南方宇智郡界に近い風ノ森付近では、東へ一四度傾いた地割が残る。垣内の記載は、今木庄

後に考察する宇智郡栄山寺領や平群郡法隆寺周辺も含めて、 この雑役免坪付帳にみえる垣内立地の傾向は、 ていたと考えられるのであり、 かったかあるいは一部のみに止まっていた地域に位置する。 内においてもこれら条里制 丘陵や山間部に位置するものが圧倒的に多いのである。これは大和国一国にとどまらず、 、るにもかかわらず、これら四庄の坪付に表れる垣内は、すべて条里制地割の縁辺や山間部に限られ、 以上雜役免坪付帳に見える垣内を含む四庄園を概観してきた。 『地割が施行・遺存している地域には見出されず、 葛上郡西菓子庄では明らかに開発の進行の中で垣内が成立していると判断されたのである。 なにもこの坪付帳にのみ限られたものではない。 当然ながらそのような地は、 立地の明示できる諸事例は、 興福寺雑役免田は盆地部の条里 扇頂寄りの部分にのみ散見されるのである。 条里制地割縁辺の段丘・ 条里制地帯に比して開発が遅 平安期の垣内全般にも基本 図二から明らかなように、 |制地帯にも多く分布して 地割が施行されな 扇状地

## □ 左京八条四坊七坪嶋垣内

に該当する性格と言ってよいのである。

味においても注目すべきものと言える。 八条四坊七坪嶋垣内の事例であるが、これは一時期の断片的な姿だけではなく、平安~鎌倉への変遷がたどれるという意 宝亀三 (七七二) 年一二月二九日他田建足桑内真公月借銭解には 条里制地割内部に垣内が立地した例もいくつか見られる。 また同所の奈良時代の状況をも知ることができるのである。 つの典型としてここでとりあげるのは、 旧平城京域の左京

謹解 申請月借銭事

合柒佰文 利百別十二文 質物家一区 在ち京八条四坊地十六分之一

他田舎人建足三百文

《以下略、傍点筆者》 桑内連真公五百文

天平勝宝・宝亀年間で五名の居住者が確認されており、東市も近いことから、一定の居住人口を擁していたことは疑いなの いところである。また近接した八条三坊では宅地割が発掘されており、それをも参考にすることができよう。 たことを示すと考えられるのである。また三二分した例もこの左京八条四坊で見出される。左京八条四坊には、 とある。「十六分之一」というのは、この左京八条四坊の地が、一六戸主制につながるような京内宅地割が施行されてい

なり、区割が乱れてくるという。この発掘事例からも、 群もこの単位で一定のまとまりをもつとのことであるが、第≧期の奈良時代末には細溝で限られた宅地割は認められなく 一六分の一町、一六分の一町に区分する東西の細溝が検出されている。その区分ごとに井戸が一基づつ存在し、建物 今問題としている八条四坊には、 八世紀段階において一六分の一、

あるいは三二分の一に区画された宅地が存在していたことは明らかであろう。

ば九坪の東半部からは、五期にわたる建物群が認められ、第Ⅱ期では二行八門制によって南から八分の一町、一六分の一

となっている。このような地目認識の違いは、この段階ではまだ畠地と家地が制度的にも明確に区別されていなかったた 某家地直絹請文において、売買人はこの地を「家地」と言っているのに対し、在地刀禰・庄司らの保証文言では、 めと考えてよいであろう。次いで嘉承二(一一〇七)年一二月二八日大安寺権上座長会畠売券には 平安期に入ってからは、 八条四坊七坪辰巳角の地をめぐる一連の売券が残されている。天喜二(一〇五四)年四月九日秦

謹解申 売買畠立券惠

合参段

在左京八条四坊七坪辰巳角、字嶋垣内

四三 限西同人地在中垣 限水中垣四三 限京小路在中垣 限南小路

右件地、元者、大安寺権上座長会大法師相伝所領也、(以下略

とあり、 左京八条四坊七坪辰巳角の地は、 「嶋垣内」と記されているのである。これ以後七○年ほどの間に、 転々と所有

58

比定地とは約七メートル高く、

嶋垣内を含む西側の耕地にとっては好適の灌漑用溜池となっている。

者を替えていくことになるが、 その間、 嶋垣内はすべて畠地とされている。

これらの史料に即して言うならば、

買されるようになり、 ていたのが、 ことは明白である)畠地として転売されていくこととなる。 平城廃都後、 一二世紀に入ってからは、 天喜年間にはそれらの宅地跡は「家地」の名目 嶋垣内という字名を持つ垣で区画された 次に鎌倉期はどうであろうか。 (内容的には「畠」であったと思われる) で売 (四至から垣で区画されていた

宝亀段階では二行八門一六戸主制に連なる京内宅地割がなされ、

板屋等が建てられ

売渡 私領水田事

合壹段者 字的垣内

在左京八条四坊柒坪之内 自東四段日

四至、 在本券文之面

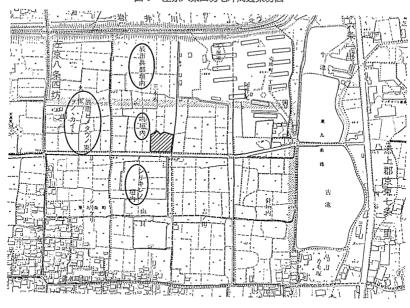
右 件水田者、 尼妙心先祖相伝之私領也、 (以下略) (以下略)

水田であった。では、このような変化を可能にした条件は何であっただろうか。 垣 イト」・「シリキレノ垣内」等の存在が確認されるのであるが 一内の周囲には、 これから明らかなように、 同じような経過で京内宅地割の跡に成立したと思われる「辰市兵部檣内」・「辰市ヒメトウノ東ヲノノカ 嶋垣内は鎌倉中期にはすでに水田化を遂げているのである。 (図四参照)、 やはりこれらの垣内も一三世紀後半にはすべて 「西大寺田園目録」 からは、

周辺地 が高くなった地形であり、 である。 嶋垣内比定地の北を東西に走る岩井川の現流路は、 域はすべて東九条池の水がかりである。 その時期は文明頃(一四六九~八七)と考えられ、 東九条池は東・南 西に堤を築き、 この地は東が高く、 旧七条大路にあたるもので、 嶋垣内の水田化とは関係させることはできない。 北から水路を引いて岩井川の水を導いている。 西へゆるやかに傾斜していると同時に、 当然平城廃都後に付け替えられたも 現在、 南に比

堤は嶋垣内

嶋垣内



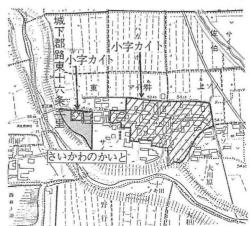
えよう。

った。 るが、灌漑用に整備されたの池の築造時期については、 おきたい。それは嶋垣内だけにとどまらず、 た背景には、 進められてからのことと考えてよい。 含めた、 垣で区画された畠地として出現した嶋垣内が、 水田を内容とした垣内が出現する過程を示すものと言 灌漑用に整備されたのは、 定地域全体の生産条件の改編をもたらすも 東九条池の灌漑用溜池としての整備を想定し 平城京造営まで遡る可能 廃都後この地 平城京の宅地 周辺の諸垣 域 水田化を遂げ 0 割 耕 のであ 0 地 性 一内を が跡に、 化 ŧ が ぁ

嶋 地 内が検出されるのは、 堤防上に比定できる (図六)。 する平群郡一一条五里二三・二六坪の豊富垣内も大和 坪に位置した三段小の家地を指していると考えられるの 77 の場合なのである。 垣 0 他にも盆地部 内 初瀬川右岸の自然堤防上に比定できる さい の ように平城京廃都後に、 か ゎ の条里 0 か į, غ 痸 自然堤防とい 地 は 割 このように条里制 地帯に垣 城上郡 新しく再開発が進 , 2 た水 東郷 内が見られる。 田 (図五)。 一六条三里二・ 化 地割 . О 困 難 地帯 められ また後述 な地 Ш 表 つであ 自然 に Þ 垣

御

l所市史』式内社考 (志賀剛)·集落



る。

三二条でも七里まで、三四条では九里に「賀茂寺前内半」のみが見え三二条でも七里まで、三四条では九里に「賀茂寺前内半」のみが見え三二条に関しては、史料上これ以西に耕地の存在は確認できない。用いた。

の東市より中世の辰市への変遷」(『平城古誌』一九七四年)が参考に

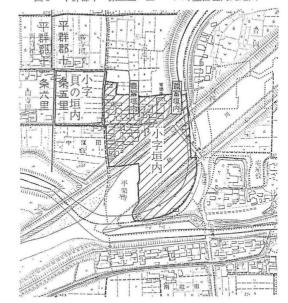
この地については大井重二郎

「平城廃都後の宅地の形態」・「平城京

(千田正美)

一九六五年

図 6 平群郡十一条五里二三・二六坪豊富垣内比定図



なる。

『大日本古文書』六.四二七頁

(5)

6

○ 宝亀四(七七二)年四月五日山部針間麻呂月借銭解(『大日本古文書) 宝亀四(七七二)年四月五日山部針間麻呂月借銭解(『大日本古文書) には

大井前掲論文

7

平

一九七六年 奈良県『平城京左京八条三坊発掘調査概報東市周辺東北地域の調査』

謹解 申請納家地直網屯

右、件家地直絹、依員所請納如件、注事状以解 合肆疋者 在左京八条四坊七坪巽鱼「米八斛」

天喜貮年四月九日

売人泰(草名)

「件畠売買事明白也、仍在地刀禰幷御庄司□署名

藤原「末行.

権都那 (草名) 藤原(草名)

御庄司寺主大法師_

表——37

文永三(一二六六) 年九月二四日尼妙心田地売券 (「鎌」九五七一)

「西大寺田園目録」(『大日本仏教全書 寺誌叢書2』)の該当部分

を摘記する。

。添上郡左京八条四坊八坪内二段 字辰市兵部牆内

領主支配と垣内

宇智郡栄山寺領

いる。また五○通近い平安期の史料を残し、その分析は近年着実に進捗しているが、中でもいわゆる免除領田制に基づい て作成された一五通の栄山寺牒および寺領に関する四通の太政官符は、さまざまな角度から注目されてきたものである。 栄山寺は五条市小島の吉野川段丘上に建つ寺院で、藤原仲麻呂が建立したと伝えられる八角堂は今にその姿をとどめて

本稿での分析もこの栄山寺牒が中心となる。

所当米一石六斗 十二合定

。添上郡左京八条四坊六坪内一段 字シリキレノ垣内 永仁四年八月日 春光女脇田播磨工女也、西悔過院阿弥陀仏寄之、(二二九六)

所当米八斗五升 (中略)

所当米八斗

添上郡左京八条四坊二坪内一段 字辰市ヒメタウノ東ヲノノカイト

(中略)

巳上廿二ヶ所、合三町一段小、地利廿五石一斗

燈油料二寄之、但本券文雖為通用三宝物、施主存生之時有評定被定 弘安六年四月日、近住覚実 颐લ莇、宝生誕国院幷護麻堂、毎日仏聖(一二八三)

13 堀井甚一郎・伊遠宗泰「平城京域内河川の歴史的変遷に関する研究」

(奈良市企画部企画課『平城京の復原保存計画に関する調査研究』一

九七二年)

14) 同右論文。

(388)

62

	天	喜 2 (	1054)年	牒	康平 2 (1	1059)年 牒	
		3-	<del>-724</del>		3-	-925	
(1)				-			
(2)							
(3)	二反		三·九·一 :合 乍E	-九官符 九官符			
(4)	一反		三·九·一 :合 乍E	-九官符 九官符	一反『寺	合乍已』	
(5)			三·九·一 乍二四	-九官符 5○ト』	一反『寺	合乍已』	
(6)							
(6)'							
		山中田三	同条里十1	松前幷南日	加鎮垣內官官	十□東へ一二年『官符合	(H

等が書き上げられ、 有無に関する官符等との勘合結果や現作面積が朱注され、 太政官符によって公認された寺領田は、 領 の ここでは次のことを指摘しておきたい。 H 南家藤原武 [の官物が免除されるのであるが、 国司交替ごとに国衙に官物の免除が申請される。 智 膣の 「墓山地」 お よび「西新開」・「高栗栖牧地」 宇智郡を中心に一 牒に書き上げられた寺領田の中に「垣内」と記された坪 永祚二(九九〇)年牒にはこのような記載がある。 国司 部十市・ の免判が加えられて寺に返付される。 広瀬 提出された牒は国衙田所におい である。 一両郡にまで広く及んでいるが、 牒にはこれらの寺領 て、 このような手続きを が存在するのである 田 の 条里 基本となるのは 各坪内の | | | | | | 免田 面 積 0

宇智郡

経 (表四)。

にて寺

河南三条五里一坪四段『作』 二坪七段 「常荒」十四坪二段『作』

符合配作

十□東へ三段「島」 (中略) 池尻一段百六十歩 同池北〈二段 池心三段 『官符一反百十步』『荒『『乍二段』『官符合』『乍一反半』『官 河南三条五里内勝幸垣内二段□□『不注作馬上帳』河南三条五里内勝幸垣内二段□□『不注作馬上帳』 興田二段六十歩 大十步 延田 『作』「口口作』 □一段百八十歩

加鎮垣内一段□□歩字染田『官符合』「字染島」

同条里十五垣内二段『官符合』『乍已』 南田 一段「常荒」 六十步 六十歩 同坪南谷一段『信符合』『作品』 平井田三百歩 所ҳ勘出 田、殿百廿歩者田、馬上前山河

也南

河南三条五

重

里許行

[中田三段『作』

(以下略、 L__ 異筆 <u>__</u> 国 衙 田 「所朱注)

-	1	1	7	1
	長和2 (1013)年 牒	宽仁元(1017)年 牒	治安元(1021)年 牒	万寿 2 (1025)年 牒
	2—471	2-478	2-484	2-503
(1)				
(2)	二反『同符合乍已』	二反『寺合,同符』 『乍二反』	一反 一八〇ト『寺 合』『乍已』	二反『永延三年符合 乍一反』 (3)
(3)	五反『同官符三反 垣内 无色一二〇ト,乍三反 一二〇ト』	三反『同符寺合三反 一二〇ト』『乍三 反』	三反一二〇ト『寺合』	三反『同符二反
(4)	一反『同符合乍已』	一反『同符寺合』 『乍已』	一反『寺合』 『乍已』	一反『同符合 不』
(5)	一反『同符合乍三〇〇 ト』	一反『同符寺合三四 〇ト』『乍三〇〇 ト』	一反『寺合』『乍已』	一反『同符合 不已』
(6)	三反 字六鏡田『天元三 一官符四反 乍已』			二反『同符合不』
(6)′				
	長元 2 (1029)年 牒	長久 2 (1041)年 牒	永承元(1046)年 牒	永承 5 (1050)年 牒
	2—516	2-595	3—638	3—684
(1)				
(2)				
(3)	三反『乍一反』「官符合」	二反『寺合不乍』	三反『符合』 『乍三反』	三反「寺 乍已」
(4)	一反『乍已』「官符合」	一反『寺合乍已』	一反『符合』 『乍已』	一反「寺 乍已」
(5)	二反『乍一反』「官符合」	一反『寺二四〇ト 乍一反 公一二〇ト』	一反『符合』 『乍已』	一反「寺 乍已」
(6)				
(6)′				

註(1)・(2)は本文に述べたように岡田B論文による。 註(3)の国衙田所朱注に永延三年符とあるのは,他史料より明らかに天元三年符の誤りである。

表4 栄山寺領垣内表

:						
太	<b> 文官符・栄山寺牒名</b>	天元 3 (980)年官符	永祚 2	(990)年 牒		正暦 5 (994)年 牒
	平安遺文番号	2-318, 10-4907	2-	-341		2—359
(1)	佐味条七里 十坪山田垣内				_	-八〇ト『不注作』
(2)	河南三条五里 二坪北辺垣内				=1	
(3)	/ 一五坪垣内	二反 高栗栖牧地	二反『官符		=1	·····································
(4)	<b>グ</b> 蓮田		『官符合』    勝幸垣内二   *  『不		<u></u> 1	<b>豆『官符合,不注作』</b>
(5)	ル 染田	一反 高栗栖牧地	『官符合』 加鎮垣内一		1	<b>豆『官符合,不注作』</b>
(6)	/ 六里 二六坪西辺鏡田				四月	<b>豆『官符合,不注作』</b>
(6)′	/ 二六坪西辺垣内					
	長保4 (1002)年 牒	寬弘 3 (1006	)年 牒	宽弘 6 (1009)年	牒	宽弘 7 (1010)年 栄山寺領勘注文
	4-474	2-443	3	2-451		2-456
(1)						
(2)	三反			二反『不已』		
(3)	三反	一反『官符合,作	合,寺已』 『无図』	二反『不已』		二反 天元三·九·一九官符
(4)	一反	一反『先判合,官	符合』 作也・无』	一反『乍已』		一反 天元三·九·一九官符
(5)	一反			二四〇ト『乍-〇ト』	八.	一反 天元三·九·一九官符
(6)						
(6)′						二反 天元三·九·一九官符

米田氏によって長保4年のものと考証されている(米田A論文)。

この牒のみが

「蓮畠」·

年牒での「蓮畠」・「染畠」への書き直しは、これらの地がその時まだ畠地であったためと思われ、 は未開田の地までも、 (九八○)年官符に記載されて免田と認められた坪であっても、その時点で開田が完了していたと考える必要はなく、 たはずの「興田」や「松前并南田」等も永祚二(九九〇) 年牒では「常荒」・「荒」となっている。 段の官物免除は、 天元三 (九八〇) 年官符によって認められたと考えられるのであるが、やはり同官符で免除が認められ 官符に記載させることによって免田としての権利を獲得していたと判断してよい。永祚二(九九〇) このことから、 天元二

「染畠」と異筆で書き直されている。「勝幸垣内」・「加鎮垣内」の名もこの時のみ見られるのである。「蓮田」・「染田」各

後の牒の該当部分にはすべて「蓮田」・「染田」と記されており、

「蓮畠」・「染畠」に関しては、

は

耕地を表示するにあたって「勝幸垣内」・「加鎮垣内」と明記する必要があったのであろう。

開発途上のこの段階で

する栄山寺との間で争いが生じていたことを読み取ることが許されよう。先ほどの「勝幸」・「加鎮」は、このような「土 い手が「土人」であること、そして自らの開発田畠 が栄山寺の地子徴収に対して頑強に抵抗していたことも知られる。これらの事実から、一○世紀後半に進行した開発の担® 条七里一○坪山田垣内(小島山東部の小谷にあたる)以外は、この地に垣内は集中しており、一○世紀後半における開発 人致妨、 との関連において、栄山寺牒に見える垣内はとらえられねばならない。また永延三 (九八九) 年官符に引用されている「土 (字名「池尻」・「池心」等)、進行していたと考えられるのである。正暦五(九九四)年牒で一度だけ申請された河北の佐 里許行山中田」・「同坪南谷」(同条里|五坪-行山中田」・「同坪南谷」等の字名が示すような、条里縁辺の山間・河谷などの開発が、池の構築をも伴ないながら(同条里|五坪|筆者)、これらの坪の属する吉野川南岸の河南三条高栗栖牧地は、岡田隆夫氏も指摘されているように、「河南三条五里 称己治田領島、 不弁地利」という栄山寺の訴えをはじめ、一〇世紀後半・一一世紀初の官符・牒からは、 (=「己治田領畠」) を守ろうとする「土人」とそれを寺領化しようと 岡田隆夫氏も指摘されているように、® 「土人」 味

人」の中に位置するものと考えられるのである。

以上を整理すれば次のようになろう。

一〇世紀の後半、

「土人」が高栗栖牧地等の開発を進めるにあたって開発地を区

一處陸段同条里十五坪之内

字炭基垣内南崁源領

已前坪坪所領四至有施入券文面

ったが、一部は固有名を伴わない「垣内」として、 あろうことも、十分推測されるところである。開発が進行し、栄山寺領に取り込まれていく中で、多くは垣内の名を失な して成立したことが確認される。 画 領有し、 時には自己の名を付したのが垣内と考えられ、 「勝幸垣内」・「加鎮垣内」はそれぞれ一段にすぎず、 「河南三条五里二坪北辺垣内」や「河南三条五里一五坪垣内」等(表四参 「勝幸垣内」・「加鎮垣内」 小規模な農民的性格の強い開発で の例からは、 垣内が畠地 を内容と

口 平群郡法隆寺周辺

のように坪名に遺り、

免除領田認定の単位となっているのである。

て出した解である。 まず次の史料(表――4)を見ていただきたい。これは天永二(一一一一)年四月一二日に開浦院住僧等が法隆寺別当に宛て 法隆寺西別所の成立と展開を物語るものとしてすでによく知られた史料であるが、@ 同時に一一・一二

『紀における垣内の性格を如実に示す史料でもある。

所被施入燈油料也、 申無領主由 之比、於此院令修迎講給、 件院内建立三昧堂等、(別前院-筆者) 随則開文面證判明鏡也、 所謂敷地者、 其時始為彼三昧堂幷房舎等敷地、 元者薬師寺聖律師以去治暦年中、 在平群郡八条十里十四坪壹町有山同条里廿二坪山野幷房敷地等也 其後結構房舎為御栖居、 **ト山野荊蕀之原一處、** (中略) 為被修勝鬘会移住法隆寺之後、 而間建立三味堂、 被尋問寺家於領主有無之時、 曼陀羅堂二字、 亦寺僧共令図夢殿之絵、 私御領丼御房人等私領島 別当所司大衆被陳 次以延久

一處貳段同条九里廿五卅六両坪之內垣內

次燈油料者同八条九里廿五六両坪内参段

垣字内中

参段貳佰歩八条九里卅 六同条十里一坪両坪内一反里外門田垣內或段同条十里三坪之内內與源領

僧都 件敷地領地等、 新院律師、 雖寺家四至内西里、 代代政所無其沙汰、 **従往古以来為私領不弁済地子物於法隆寺、** 近者先任前目代経增依無先例、 所不徵納地子物也、 随亦院家建立已後、 就中四至内有他領田畠等其数 新院僧正・大威儀師・ 済恩寺大 所謂新堂

汰未定之間 ・與道寺・三井寺・秋篠寺・香木堂等也、其中此院敷地燈油料如何有此妨乎、是非他、前目代林賢背先例、去年始注載検田帳、 得替既畢、 件注文等、 依交替当時、 御目代不論左右責勘、被責取住僧質物衣壹領者(以下略)

化他の活動)を意味するとされているのである。® 安置が行なわれたことも知られる。 西嶺之麓、 て酉別所を創設した聖であった。道静による酉別所開浦院の敷地獲得の経緯については、 に移住し、 金光院とあるものと同じと考えられ、三昧堂を中心とした法隆寺西別所のことである。 この史料から開浦院の敷地と燈油料畠の成立過程を検討することができる。 薬師寺法相宗の学僧で、薬師寺別当の職にもあった道静と考えられる。道静は住寺薬師寺を離脱し、法隆寺におい 領主のいないことを確認した上で、「山野荊蕀之原一處」を「三昧堂并房舎等敷地」とした「薬師寺聖律師」 有便念仏」という理由で、法隆寺政所に請文が提出され、空閑地一町の草木の苅掃・庵室の結構・弥陀尊像の 別所の設定とは、 このような空閑地の土地開発・宗教的開発 開浦院というのは、これ以前の関係史料に® 治暦年中(一〇六五~九)に法隆寺 延久四(一〇七二)年に、 (宗教施設の建設 「寺家 自行

外の門田垣内に関しては、 開浦院に施入された燈油料畠についてであるが、これらの畠地は垣内と記されている。 禎杲 遷去後、 弟子等の議定によって御闕日料とされたのが 施入前の変遷をたどることができる。寛平七(八九五)年、 内供奉十禅師禎杲が三統普子等より 八条九里三六坪 〇里 坪 单

熟地参段貳佰步

在八条九里卅六坪幷十里一坪及里外四至 吸頭發田中池并谷 医北岑并氮田部吉雄山四至 吸頭公田并近 医肉道

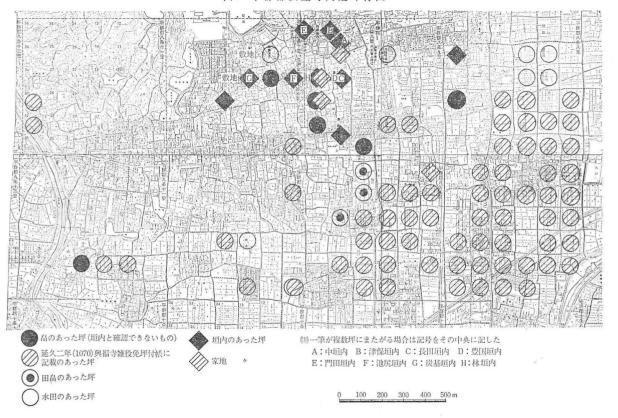
一二世紀初になって初めて「門田垣内」と呼ばれ、 「請作」の対象となっていた。 面積・条里坪付等の一致から、 世紀中葉には、 門田垣内と同 開浦院燈油料畠とされているのである。この門田垣内に関して この地は同坪内の田二段二四○歩とともに、 地と判断できる。 この時点では 「熟地」 あるい 法隆寺千夏譲状に は 地山と

沙

其数、 あり、 が、 論 わ 立してくると言われている庄園制的領域支配の目的の一つが、 のであろうが、 領」であることが強調される中で、 始されようという時に、 ||理が、 かるように、 開浦院 やはり領域支配=四 所謂新堂・與道寺・三井寺・秋篠寺・香木堂等也、 垣内なのである。 パの場合、 一〇・一一世紀では特に垣内の語は使用されておらず、 法隆寺は開 この場合の垣内の語は 「件敷 「従往古以来為私領不弁済地子物」という言葉で表現されるように、 地 至内の畠地支配の論理に基づくものとすることができる。 浦院敷地燈油料畠が、 地領地等、 垣内という語が見られるのである。一〇・一一世紀においても、 雖寺家四至内西里」とわざわざことわっていることや、 「私領」と同じ響きを持って出現するのである。 四至内にあることをもって地子物を徴収しようとしたと考えられ 其中此院敷地燈油料如何有此妨乎」と述べられていることから 圧域内の島地領有にあったことを指摘されているのである@ 一二世紀に入り、 このような畠地支配に対する抵抗 法隆寺目代による畠地子収奪 木村茂光氏は、 他者の支配を受けな 「就中四至内有他領 実体としては同じ 世紀中葉に成 いるので 田 が 一私 な 開

より、 となる畠地や家地のみが史料上に垣内として現れる。 対象とはならなかったこれらの地目が、 領有を示す極めて可視的即物的な形態・内容を表わす語であったと思われる。その語の使用にあたっては、 坪内の同一地目でも、 段一二〇歩が存在したが、 0) に見える八条九里三四坪字林垣内は、 ・垣内史料の特徴を示してい また他の史料において、 様々な意味を込めて使われ得るのであるが、 垣内の語が使用されたのは一一世紀末以降であり、 この家地が林垣内と同一地であるかどうかについてははっきりしない。 家地と認識されたとも考えられる垣内も存在する。 、 る。 垣内という語自体は、 「所領家地」とされている。 垣内として、 ここ法隆寺周辺の場合、 その 法隆寺によって新たな支配が企てられるのに対応して、 特定の地目を意味する法的 「私領」 的性格が強調されていると解しておきたい。 一〇世紀後半には、 開浦院燈油料畠の例とも共通して、 たとえば一一世紀末・一二 世紀末以降新たに収 制 この垣内と同条同里 度的用語とは考えられず、 しかしこの場合も 奪 の対象として問 一世紀初 地域や状況に 同坪 従来支配の 法隆寺関係 前述した に 0 )処分状 開 家 地四

図7 平群郡法隆寺周辺坪付図



一世紀後半以降における垣内史料の急増の背景には、このような事態が広汎に展開していたのである。

現われてくる。 その場合、 然堤防上の畠地開発が進展していたのであるが(図七参照)、その一筆一筆の開発領有単位が実体としての垣内であった。 抗したのである。 法隆寺周辺の垣内の事例からは次のように言えよう。│○・│一世紀を通じて条里制地割縁辺の段丘化した扇状地や自 私領主やその施入を受けた堂房が、他者の支配を許さない自らの「私領」=垣内であることを強調し、 居住施設を中核とすると思われるものも存在した。一二世紀に入り法隆寺による畠地子収奪が開始されるに際 法隆寺関係史料においては、垣内という語自体は、そのような新たな支配に対する抵抗の中で特徴的に 地子徴収に

- 男・秋山光和『柴山寺八角堂の研究』一九五一年、『五条市史』上巻 山寺領の形成過程」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』下巻 京大学史料編纂所報』八 一九七四年 岡田 4 論文とする)、 する)、岡田隆夫「柴山寺文書天元三年九月十九日官符について」(『東 て」(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』一九七二年 米田B論文と の論考が発表されている。近年の主要なものをあげるならば、 一九六七年 米田A論文とする)、同「柴山寺の興福寺末寺化をめぐっ 一九五八年、米田雄介「栄山寺領と南家藤原氏」(『日本歴史』二三三 「大和国宇智郡条里をめぐって」(『続日本古代史論集』下巻一九七二 栄山寺に関しては、歴史・美術史・建築史等の分野にまたがる多数 岡田B論文とする)など。宇智郡条里に関しては、岡田
- 坂本賞三「免除領田制」(『日本王朝国家体制論』一九七二年
- 百十歩」等と並んで これ以外には正暦五(九九四)年牒重坂条五里に「大坎屋西一段二

- 二編之一では、字句の判読がすべて徴妙に相違している。ここでは原 御寺東西幷小寺前」、あるいは長保四(一〇〇二)年牒・寛弘三(一〇 が見える。これは免除申請状況から、永祚二(九九○)年牒の「河北 自体の性格をとらえにくいため本稿の考察対象から除外した。 五四) 年牒の「寺廻」に含まれると考えられるが(岡田B論文)、それ 〇六)年牒等の「寺内」、天平神護元(七六五)年官符・天喜二(一〇 『平安遺文』・『五条市史』下巻所収柴山寺文書および『大日本史料』
- 本調査に基づいて引用されている岡田B論文によった。 B論文参照 三(九八〇)年官符がそれに該当する。同官符については、岡田A・ 永祚二(九九〇)年牒の国衙田所朱注「官符合」の官符とは、天元
- 付与されたものに限定される。坂本前掲論文参照 免除領田制において、官物免除が認められるのは、
- 田がなかったことのみが示されているにすぎないのであり、この想定 でいないため、両坪における「不注作」の国衙田所朱注からは、現作 永祚二(九九〇)年牒の段階では、 国衙の検田権が畠地にまで及ん

- ⑧ 岡田B論文
- ⑩ 他に、天平神護元(七六五)年官符(米田▲論文により寛弘七年頃⑩ 他に、天平神護元(七六五)年間行「致土人謀計」など四)年牒「土人新妨」、永祚二(九九○)年牒「土人致妨」、正暦五(九九内人民妄以相妨」、永祚二(九八○)年牒「土人致妨」、天元三(九八○)年官符「年来部の偽作とされている)「土人致妨」、天元三(九八○)年官符「米田▲論文により寛弘七年頃
- ⑩ 木村前掲論文や岡田B論文も、「土人」を開発の担い手である農民
- ・ 寛弘七(一○一○)年柴山寺領勘注文案によれば、「河南三条六里の・寛弘七(一○一○)年柴山寺領勘注文案によれば、「河南三条六里二六坪西辺鏡田」と同じ地と考えられる。天元三(九八○)年官符には、「垣内」とあったものが、後には「鏡田」という地名表記に変えられたのであろう。これも垣内という語が消えていく地名表記に変えられたのであろう。これも垣内という語が消えていく地名表記に変えられたのであろう。これも垣内という語が消えていく地名表記に変えられたのであろう。これも垣内という語が消えていく地名表記に変えられたのであろう。これも垣内という語が消えていく地名表記に変えられたのであろう。これも垣内という語が消えている。
- 法隆寺西別所についてふれた論考は多いが、特に高木豊「院政期に倒」法隆寺西別所の成立と活動」(『平安時代法華仏教史研究』一九七三年)・おける別所の成立と活動」(『平安時代法華仏教史研究』一九七三年)・おける別所の成立と活動」(『平安時代法華仏教史研究』一九七三年)・おける別所の成立と活動」(『平安時代法華仏教史研究』一九八〇年)・おける別所の中心を表していていていていた。
- 年五月一五日法隆寺金光院燈油畠注文案(表一—9) 年一〇月三日金光院三昧僧等解(「平」一一五一)·保延二(一一三六) 年一〇月三日金光院三昧堂縣(「平」一一二)·承暦二(一〇七八) 年五月一五日法隆寺金光院三昧堂縣(「平」一一二)·承暦二(一〇七八)

- ⑭ 小島前掲論文
- ⑤ 延久四(一〇七二)年某月五日前権律師某解案(「平」一〇九〇)
- ⑩ 高木前掲論文
- (「平」二三一) 事書や文中では「地山」とも麦現されている。⑩ 延長六(九二八)年一二月一七日内供奉十禅師禎杲大法師弟子等解
- ♪ | | ○五○ | 年一二月九日大和国法隆寺千夏譲状(「平」 六八|| 永承五(一○五○ | 年一二月九日大和国法隆寺千夏譲状(「平」 六八|
- ⑩ 木村前掲論文

18

- ② 表一-46 ただし「畠地」・「所領畠」とも言われている(表一-32)。
- ② 天延二(九七四)年七月三日僧玄耀家地売券(「平」三〇八 『平安造の 天延二(九七四)年七月三日僧玄耀家地売券(平」三〇八 『平安造の 天延二(九七四)年七月三日僧玄耀家地売券(「平」三〇八 『平安造
- り、かなり時期が下ってからのことである。 三(一二三一)年三月一五日僧良□田地処分状(「鎌」四一一四)であ② 法隆寺周辺において、垣内が水田をも意味した最も早い例は、寛喜
- 一所陸段字豊富垣内東大寺大膳延正知之きる(前出図六参照)。表一―59には 一一条五里二三・二六坪の豊富垣内は大和川の自然堤防上に比定で

在十一条五里廿三廿六両坪内

四至 限西中垣 限北畔

右畠、年料油宛参升可弁之

る。 とあり、大河(=大和川)に面していたことは史料からも明らかであ

72 (398)

先端

部に垣内が立地するのであった。

条里制地割を伴うような大規模水田開発とは全く次元を異にしたものとして、

# 《三章 垣内と開発——結びにかえて—

本章ではこれまでの考察の中で明らかにし得た点を整理しながら、 垣内が平安期社会において果した意義を考えて行き

がはるかに多いし、 章では垣内をめぐる具体的諸状況を重視したのである。 内は、そのようなものとしてとらえることができる。 的な土地所有に強く規制されており、 越する段丘面中央部は公田や東寺領川合庄田などが多く存在したのに対し、 寺周辺など) 出されるのである。 扇状地・丘陵や自然堤防上、 示すにとどまるのが一般であり、 入した公験類や資財帳・坪付帳などに記されている場合であるが、 な水田支配の下では、 この垣で周囲と区画された地が垣内=「カキウチ」・「カイト」なのである。 章で検討したように、 ・聖なる空間=垣内は、 と言わねばならない。 また条里坪付で記されているものの、 表一を見ていただきたい。 「垣」による分割・領有は大きな制約を受けることになる。 山間部に位置したことが明瞭である。現在においても垣内関連地名は多くそのような地に見 本来垣―カキは、 国家的土地所有の外側に、 成立の事情を直接史料的に裏付けることは極めて困難である。 近長谷寺資財帳から明らかなように、多気郡一六条一七条においては 治田も国司によって検田され、 表の右端に記したのは条里坪付表示の有無であるが、 特定個人が他者の侵犯を許さない、 垣内が史料上に現れるのは、 立地の明らかにできた事例では、 いわば矮小化されて生きねばならなかった。 実際の地割の伴わない場合もかなりある いずれにしろ垣内が成立してから一定期間後 官物を徴収されるべきものであった。 水源から最も離れ灌漑条件に恵まれない 主として買得等を通じて寺社などに流 しかし班田制に示されるような国家的 自らに属する空間を生み 一〇世紀以降においても、 垣内が条里制地割縁辺 このような理由から第一 (たとえば平群郡法 条里によらない 平安期における 条里 他者の侵犯を 出す手段であ 公田は国家 制 の段丘 地 の状況を 段丘 0)

垣内

野を開発するに際し、 は存在しているのである。下総では荒野を現島化するにあたって、 まず「垣」で周囲と区画することが行われたとしてよい。 「堀・ 垣」が固められた事実が確認され、 未開 地 原

の垣で区画された内部には、

を内容とする垣内は、 では「片畠」=「かたあらし」畠のような粗放な形態での畠作が行われる場合が多かったであろう。® てのより高度な耕地・ 門用益 き垣の内は、 一のために開放されるといったような、 それらの共同体規制からも自由な空間となっていたであろう。 多くは畠地・ 居住地に改変されていくのである。 恒常的な労働が投下され、 家地から水田へのプロセスを経たものと考えられる。 村落の共同体規制がはたらいたと考えられるが、 このような垣内には安定的な畠地が営まれるのに対 単純な自然としての側面 条件によっては垣内も治田化される。 が強かった大地が、 恒常的 垣の外には不耕 な「しめ」ともい 地 垣 が共 水 田

領 中でも居住施設を中核として設定されたもの のような形で広汎に展開 強調されてよい。 垣内の規模はどうであろうか。 所領として所有権が確立されているのである。 またそれらには「私領」・「先祖相伝所領」・「先祖相伝作手」などの権利が明示されており、 していた垣内に対する上級領主権を打ち立てることにあったと考えられるのである。 表一から明らかなように、 (=居垣内・宅垣内等) は、 一一・二世紀における畠地子収奪・領域支配開始の目的の一つは、 面積的には一町を越えるものはまれであり、 在家役賦課を通じて支配の対象に繰り込まれ その小 また垣 小 規 模な私 性

たり、 倉とでは大きく変化していることがうかがえよう。 地子収奪・在家役賦課等を通じて上級領主権が打ち立てられていく中で、 **「地の二倍にのぼるのであるが、** 平安末においては垣内が有機的な一つの単位としての意味を失ない、 単なる地字名と化したりしていくのである。 鎌倉前期になると逆に田地をその内容とする例が多くなる。 表一に見えるように、 また第一章で検討した言葉の点からも、 単なる地字名と化していく事実も認められる。 平安期においては垣内の地目は多く畠地であり、 垣の本来的機能が失なわれ、 鎌倉期は垣内=「カキウチ」・ 垣内の持つ意味が平安と鎌 垣内の名が消滅

74

労働の成果とし

り、庄園・公領共にその存在が確認できる たのである。 -カイト」が分化を遂げつつあったことを指摘できたのであるが、その背景にはこういった実体的な変化の事実が存在し 垣内が特定地域だけのものではないことは、垣内史料が広い地域にまで及んでいることを見れば明らかであ

も「住人杣工」が垣内の弁進主体として見えているのである。 在庁官人高田郡司藤原氏の場合、 はなく、「土人」と呼ばれる人々であった。河音能平氏が指摘されたように、三田郷に六十町余の垣内畠を領した安芸国 このような垣内が農民的性格を強く持つことは言うまでもあるまい。栄山寺領に見られた垣内の開発主体は、 「住人」が開発した領畠=垣内を買得・集積したものであるし、 伊賀国黒田庄において 栄山寺で

自立性の高いものであったはずである。 ® 世の百姓のイエが、このような垣内の展開・変質と密接な関わりをもって出現してきたものであるならば、それは極めて 垣内は農民層の自らの労働によって創り出された空間であり、 本来「一種の聖域としての不可侵性」 一を持っていた。 中

が、 中世における変容の問題として考えられねばならない。 現集落とは直結しないのが一般である。第二章で述べたように、この両垣内とも自然堤防上に位置するという地 であった。しかし大和の場合では、平安期の史料に垣内として現れている地で、現在の集落と直接関係すると思わ 最後に垣内と集落との関係について一言しておこう。地理学においては、小川琢治氏以来これが垣内研究の中心的課題 平群郡一一条五里二三・二六坪豊富垣内と城下郡一六条三里二・三坪さいかわのかいとのみであり、平安期の垣内と 集落立地に好適だったのではあるまいか。 垣内と集落との関係は、民俗学的研究が示してきた垣内の多様性とともに、 形的条件 ñ るの

- (I) うに、 **史学研究会『史学研究三十周年記念論叢』一九六○)に指摘があるよ** および石田寛「かべうち・かべそと―耕牧輪換研究・第2報」 西村嘉助「垣内と条里」(『社会科教育地理研究論集』一九五七年) 垣に猪や鹿等の野獣や放牧牛馬から作物を守るという機能があ 一(広島
- 世紀後半以降多く史料的に出現する垣内を特徴づけるものではないこ とは、これまでの考察で明らかであろう 坂本「国司支配下の『名』体制と収取方式の特質」 (前掲書)

ったことは当然承認されるところであるが、それが平安期、

2

- ない「片畠」は、その外延部を中心に分布するとされている。し、「見作」と「年荒」の反復をくり返し、加地子賦課の対象とならし、「見作」と「年荒」の反復をくり返し、加地子賦課の対象となる定畠=「麦畠」が居内・内・垣内など(黒田氏は子賦課の対象となる定畠=「麦畠」が居内・内・垣内など(黒田氏は子賦課の対象となる定畠=「麦畠」が居内・内・垣内など(黒田氏は
- 掲書』)
  「中田氏は「かたあらし」に関連して、耕作している土地には「しめ」をおろさず、他の農民の用益のために開放するような農をおろし、耕作者の私的占有権を明示するが、耕作されなかった土地をおろし、耕作者の私的占有権を明示するが、耕作されなかった土地の一戸田氏は「かたあらし」に関連して、耕作している土地には「しめ」「戸田氏は「かたあらし」に関連して、耕作している土地には「しめ」
- ) 義江·黒田前掲論文
- のが多くなる。入間田前掲論文在地記載の部分に散見するにすぎないようになり、半ば地名化したものが多くなる。入間田前掲論文
- )河音前揭論文
- ⑧ 表一―3・3・4・41 では、垣内の弁進主体が「御庄住人杣工」・

||ヨ田「聿令制からの解放|| っ||御庄住人」と記されている。

戸田「律令制からの解放」(前掲書)

9

- ⑩ 黒田前掲論文。
- ころである。垣内の本来有した聖域性は、イエの内部にのみ限定・凝イエと百姓」(『日本中世農村史の研究』一九七八年)が強調されると⑪ 中世における百姓のイエの自立性については大山喬平「中世社会の

縮されていくのではあるまいか。

村落に関する二・三の問題」(『新しい歴史学のために』一六六 一九何では、環際集落が垣内名をもって呼ばれるのは、承応三(一六五四)例では、環際集落が垣内名をもって呼ばれるのは、承応三(一六五四)の現象との関連の中で考察されねばならないだろう。大乗院領若槻庄の現象との関連の中で考察されねばならないだろう。大乗院領若槻庄の現象との関連の中で考察されねばならないだろう。大乗院領若槻庄の現象との関連の中で考察されねばならないだろう。大乗院領若槻庄の現象との関連の中で考察されればならないだろう。大乗院領若槻庄の現象との関連の中で表演といいませい。

(京都大学大学院生

八二年)参照

# Wilson's New Four-Power Consortium Policy —The Formation of the New American Banking Group—

by

### Takeshi Matsuda

This article will examine the significance of forming the new American banking group which was a step to organize the new four-power Chinese Consortium. It attempts to elucidate the purpose of forming the bankers' group as well as the factors that prompted the State Department to restructure the financial cluster. It is argued that from the efforts to regroup American bankers the government devised an informal arrangement in which to make the international financiers' interest always congruent with a national policy as well as strengthen the grip on and the leadership of the Wall Street bankers. Secondly, Wilson democratized "dollar diplomacy" by institutionalizing the broad participation of variegated American bankers in the pursuit of the open door policy. Lastly, the main purpose of reorganizing the new Consortium was proved to take all the mortgages that Japan held on Chinese resources during the war away from the hands of the Japanese without a struggle.

# Kaito 垣内 in Heian 平安 Period

by

## Shoji Mizuno

*Kaki* 垣, the hedge, was by nature the mean by which the individual produced the pale for himself to prevent others from trespassing.

The area enclosed with Kaki, was called *Kakiuchi* or *Kaito* 垣内. The examples in *Ise* 伊勢 and *Yamato* 大和 show that Kaitos were situated on terraces, alluvial fans and banks or between mountains on the edge of *Jorisei* 条里制 area. They were developed as grounds for plowed fields and residential lands, which were out of the official control.

But, in eleventh and twelfth centuries, the lordship was established on them through imposing *Hatachishi* 畠地子, land tax, and *Zaikeyaku* 在家役, duties on home site. Under better conditions, they could also turn into paddy fields. In such movement, Kaito got various on the side of reality, as well as its inscribing forms and pronunciation.

Cross Voting Pattern of the French Constituent Assembly

by

### Isao Takagi

The purpose of this essay is to testify the voting behavior of the people's representatives in 1848—1849. The short-lived assembly, which was called *l'assemblée nationale constituante*, did exist no more than thirteen months (from May 5, 1848 to May 26, 1849), though the problems of great urgency came up for discussion successively at the assembly hall and the committee rooms. *Le Moniteur universel*, official chronicle, give us a full detail of the pros and cons of 244 decisions. Among them, the writer selects 19 voting lists.

The voting patterns of almost 850 representatives converged into four pre-party assemblages: determinant right wing, two republican fractions, and non-determinant passive republicans. The land-slide victory of the moderate republican group is only a cursory reading. The middle-of-the-way politics of moderates' was not self-sustaining and the final show-down between royalists and radicals was easily predicated. The ideological cleavage crisscrossed the nation who, for the first time, was introduced to the political life by the universal suffrage.

Any political whips but Louis-Napoléon were not satisfactory to the electorate mass, and every heated debatings aroused people's instinct. Newspapers and pamphlets (three of these are analyzed here on motives and headings) reported the sessions everyday. A serious talk about such critical issues as *droit au travail, cautionnement*, every article of constitutional law, abolition of clubs, and foreign policy show us a tense atmosphere. The cross vote at this assembly reflects the changing pattern of French political life, not along the party affiliation at that time.